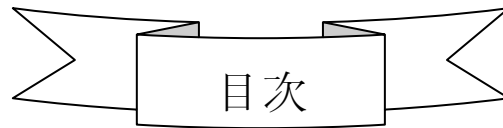


新市建設計画

「新市まちづくり計画」

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会



第1章 はじめに	1
1 時代の潮流.....	2
(1) 地方分権と独自の地域づくり.....	2
(2) 環境の保全.....	2
(3) 情報化社会への対応.....	2
(4) 少子・高齢社会への対応.....	3
(5) 価値観・生活様式の多様化.....	3
2 合併の必要性.....	4
(1) 地方分権の推進と行財政能力の向上.....	4
(2) 日常生活圏の拡大と広域的・総合的施策の展開.....	4
(3) 多様化・高度化する行政ニーズへの対応.....	5
3 合併に向けての住民の意向.....	6
(1) 合併に期待すること.....	6
(2) 合併後の新市の将来イメージと重点施策への期待.....	7
4 計画の策定方針.....	9
(1) 計画の趣旨.....	9
(2) 計画の構成.....	9
(3) 計画の期間.....	9
(4) 計画策定にあたっての留意事項.....	9
第2章 新市の特性・ニーズと発展課題	10
1 新市の概況と特性.....	11
(1) 新市の概況.....	11
2 新しいまちづくりに向けての発展課題.....	17
(1) まちの現状に対する住民の評価.....	17
(2) 新しいまちづくりに向けての発展課題.....	18

第3章 新しいまちづくりの基本方針	21
1 新市まちづくりの基本理念.....	22
2 新市の将来像.....	23
3 将来像実現のための基本施策.....	25
4 主要指標の見通し.....	32
(1)人口と世帯数.....	32
(2)就業構造.....	34
5 土地利用の方向.....	35
(1)土地利用の基本方針.....	35
(2)ゾーン別土地利用.....	36
第4章 新市の施策	38
1 健康・福祉のまちづくり.....	39
(1)地域福祉の推進.....	39
(2)保健・医療の充実.....	39
(3)高齢者福祉の充実.....	40
(4)児童福祉・子育て支援対策の充実.....	40
(5)障害者福祉の充実.....	40
2 安全・快適環境のまちづくり.....	41
(1)公園・広場・水辺の整備.....	41
(2)ふるさと景観の形成と環境保全活動の推進.....	41
(3)上・下水道の整備統合.....	41
(4)環境衛生とリサイクル対策の充実.....	42
(5)中心市街地の形成.....	42
(6)鉄道・道路等交通網の整備.....	42
(7)住宅対策の充実.....	43
(8)情報通信基盤の整備.....	43
(9)防災・消防・救急対策の充実.....	43
(10)交通安全・防犯対策・消費者対策の充実.....	44
3 活力ある産業のまちづくり.....	45
(1)農業の振興.....	45

(2) 林業の振興.....	45
(3) 商業の振興.....	46
(4) 工業の振興.....	46
(5) 観光・交流の振興.....	47
(6) 雇用対策と勤労者福祉の充実.....	47
4 教育・文化創造のまちづくり.....	48
(1) 生涯学習体制の確立と活動の推進.....	48
(2) 学校教育・高等教育の充実.....	48
(3) 文化・芸術活動の充実.....	48
(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実.....	49
(5) 歴史・産業遺産や文化財の保存・保護・継承.....	49
(6) 国際交流・地域間交流活動の推進.....	49
5 人権尊重・市民主役のまちづくり.....	50
(1) 市民のまちづくり意識の高揚.....	50
(2) コミュニティ活動体制の充実・住民自治の推進.....	50
(3) 各種団体の活動・ボランティア活動・NPO活動の推進.....	50
(4) 人権・同和意識の高揚.....	51
(5) 男女共同参画社会の確立.....	51
6 分権型社会に対応した自治体経営.....	52
(1) 行政運営の改革と情報公開の推進.....	52
(2) 財政運営の健全化.....	52
(3) 広域行政の推進.....	52
(4) 支所機能の充実.....	53
(5) 市民に開かれた議会の運営.....	53
第5章 公共施設の統合整備の基本的考え方.....	54
第6章 財政計画(普通会計).....	56
1 基本的考え方と推計条件.....	57
(1) 基本的考え方.....	57
(2) 歳入・歳出各項目の推計条件.....	57
用語解説.....	61

第1章 はじめに

1. 時代の潮流
2. 合併の必要性
3. 合併に向けての住民の意向
4. 計画の策定方針

1 時代の潮流

(1) 地方分権と独自の地域づくり

地方分権の流れが加速するなかで、自立した行政サービスの提供を行うためには、住民に最も身近な地方自治体の行財政基盤の構築が急務となっています。また、地域の活力を高め、住民の快適な生活をより確かなものにしていくためには、従来の各市町村の枠組みを越えた広域的な連携の強化が重要になっています。

一方、全国各地では、地域の個性を生かしたまちづくりや地域の課題解決に向けた住民活動が活発になっています。特に近年、ボランティア組織や自発的な住民活動組織(NPO等)の活動が大きく広がりつつあります。

そのため、これからの社会は、行政と住民との役割分担のもとに協働しながら、自律分権型の社会システムを構築していく必要があります。

(2) 環境の保全

自然環境の保全は地球規模の問題となっています。新市においても、住民の快適で安全な生活を守り、やすらぎやレクリエーション、さらには産業の場として活用するため、貴重な資源である森林、河川などの自然環境を保全していく必要があります。また、省資源・リサイクル運動の推進など、自然と共生する循環型社会の形成が強く求められています。

そこで、自然と人間が共存していくためには、一人ひとりが自分の問題として環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

(3) 情報化社会への対応

インターネットやCATVの急速な普及によって、情報ネットワーク社会が拡大し、情報通信技術やソフトウェアの開発がめざましく進展しています。

情報通信基盤の整備は、障害者の社会参加機会の増大、地方における高度な医療の受診機会の拡充や在宅医療の充実、在宅勤務や遠隔地勤務体制の普及等による就

業機会の増大、教育機会の拡充や地域文化・特産品情報の発信、生産者と消費者の交流促進など、距離と時間の壁を取り除き、社会のあらゆる分野に効果をもたらしています。今後、高度情報化へのより充実した取り組みが一層重要になってきます。

(4) 少子・高齢社会への対応

少子化の進展は、必然的に若年人口の減少につながり、これが社会の停滞を招く可能性が高いことは明らかです。また、同年代の子どもとのふれあいから学ぶ社会性や、遊びから生まれる創造力の醸成の機会を失う恐れさえあります。

また、高齢化が進むことによって、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金などの財政負担が増大し、行政サービスの中でその比重が急激に高まることとなります。

このため、今後は、地域ぐるみの子育て支援体制の確立や子どもが伸びやかに成長できる環境づくり、さらには高齢になっても元気で安心して生活できる環境づくりなど、生涯を託せる地域づくりの視点が重要になってきます。

また、社会経験豊かな高齢者の知恵と力を地域の中で生かしていく取り組みが重要になってきます。さらに、高齢者や障害者にやさしい施設の整備やまちづくりが強く求められます。

(5) 価値観・生活様式の多様化

現在の日本社会は、バブル経済の崩壊で長期にわたる景気の低迷や経済活動のグローバル化が進み、大量生産・大量消費に象徴される工業中心の産業構造から、産業のソフト化、サービス化、知識集約化、情報のネットワーク化による新しい産業構造への転換が進みつつあります。

そのような中、国民一人ひとりの価値観や生活様式も、文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視へと、経済的価値だけを求めるのではなく、生活を楽しみ、自ら主体的で個性的な生き方を通して生活の質を高める方向へ変化し、多様化しつつあります。

2 合併の必要性

(1) 地方分権の推進と行財政能力の向上

時代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限をできる限り住民に最も身近な地方自治体に移し、その創意工夫による行政運営を推進できるようにする取り組みであり、その推進は、主体となる地方自治体の権限と責任を大きく拡大することになり、地方自治体の自治行政能力の向上が強く求められています。

そのため、自治体の自主性、自律性の尊重、住民の自己決定権の拡充にとまない、行財政能力の質的・量的向上が望まれ、特に、企画部門の充実強化が重要になってきます。また、昨今の厳しい財政状況のなかで、地方自治体が地方分権の担い手として質の高い行政サービスを提供していくためには、効率的な行財政運営に努めるとともに、行財政基盤の強化を図る努力が極めて重要です。

このため、4町が合併し、市制を施行することによって、地方分権時代にふさわしい行政システムを確立し、少子・高齢社会に対応する総合的な福祉行政の展開など、より専門的な行政サービスを地域の隅々まで維持していく必要があります。

なお、合併によりもたらされる経費削減効果により、将来における安定した行政サービスの提供が可能な財源の確保を図ることが重要です。

(2) 日常生活圏の拡大と広域的・総合的施策の展開

交通・通信網の発達によって国民の生活圏は飛躍的に拡大しています。私たちの朝来郡においても、JR山陰本線の電化、播但連絡道路の全線開通や北近畿豊岡自動車道の建設にともなって住民の日常生活圏はますます拡大しています。

このようななか、JR播但線の電化高速化の促進など、地域住民の生活のさらなる利便性向上のための施策展開や、広域交流拠点を活かした地域振興・活性化を図ることが求められています。例えば、茶すり山古墳を代表とする古墳群や竹田城跡などの歴史的・文化的な遺跡・遺産、生野銀山、旧神子畑選鉱場などの産業遺産、温泉施設などのレクリエーション施設が多く存在する朝来郡は、これらを結ぶ交通・通信網の整備によって新たな交流を生み出し地域の活性化を促進することができます。そしてこれらは、従来

の行政区域を越えた広域的な対応によってさらに強化されます。

また、消防救急業務やごみ処理業務などはすでに一部事務組合で広域的に処理してきたところです。しかし、日常生活圏の拡大により、これまで進めてきた広域行政分野だけでなく、例えば、図書館・美術館・歴史資料館・スポーツ施設などの相互利用を望む声も高くなっています。

このため、4町が合併することによって、これまで各町の責任において行ってきた諸施策をより広域的な視野に立って再構築し、計画的、総合的かつ効果的に展開することで、地域の均衡ある発展につなげていくことができます。

(3) 多様化・高度化する行政ニーズへの対応

我が国では、これまで経験したことのない少子・高齢社会を迎え、これに的確に対応できる地方自治体の体制づくりが必要となっています。朝来郡においても、高齢者比率が平成12年国勢調査で26.2%と県下平均16.9%を大きく上回っており、さらに少子・高齢化が進む中で、将来における財源やマンパワーの確保・充実が求められています。

さらに、情報化、国際化の進展などにもない、住民のニーズはますます多様化、高度化します。都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業、人権・同和等の住民生活を取り巻くさまざまな分野において、専門的で高度な能力を有する職員の育成・確保とともに、より広域的な取り組みが必要となっています。

このため、より充実したきめ細かな住民サービスが提供できるよう4町が一体となって、人的・財政的基盤を強化し、効率的な行財政運営を行う必要があります。

3 合併に向けての住民の意向

本計画策定にあたって、4町の住民 10,000 人を対象にアンケート調査を実施しました(4町に居住する 16 歳以上の男女を対象に平成 14 年 10 月に実施。有効回収数 5,971 票)が、その調査結果にみる合併に向けての住民の意向は以下のとおりです。

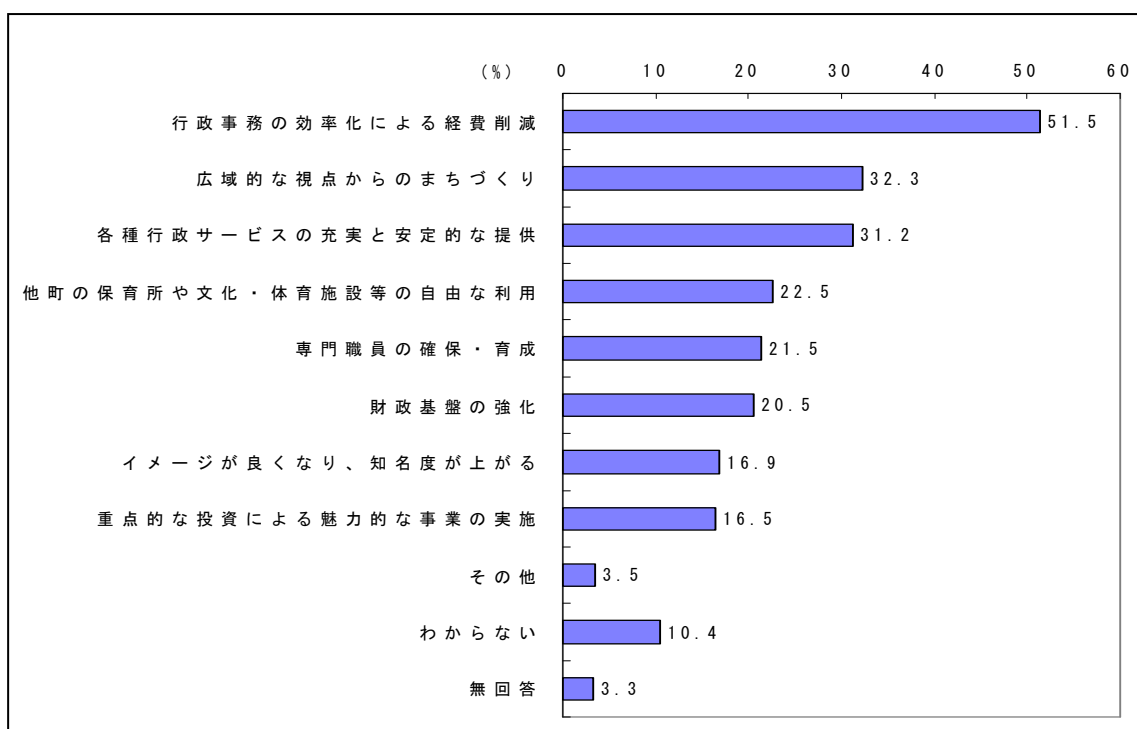
(1) 合併に期待すること

「4町の合併でどのような効果を期待しますか」と設問し住民の皆さんの意向を伺いました。

これによると「行政事務の効率化により、経費削減につながる」に最も大きな期待が寄せられていることがわかりました。

次いで「道路・公共施設整備や土地利用など、広域的な視点からのまちづくりが行える」、「子育て支援や介護保険など、各種サービスが充実され、将来も安定的に提供できる」等への期待が大きいことがわかります。

〈合併で期待すること(複数回答)〉

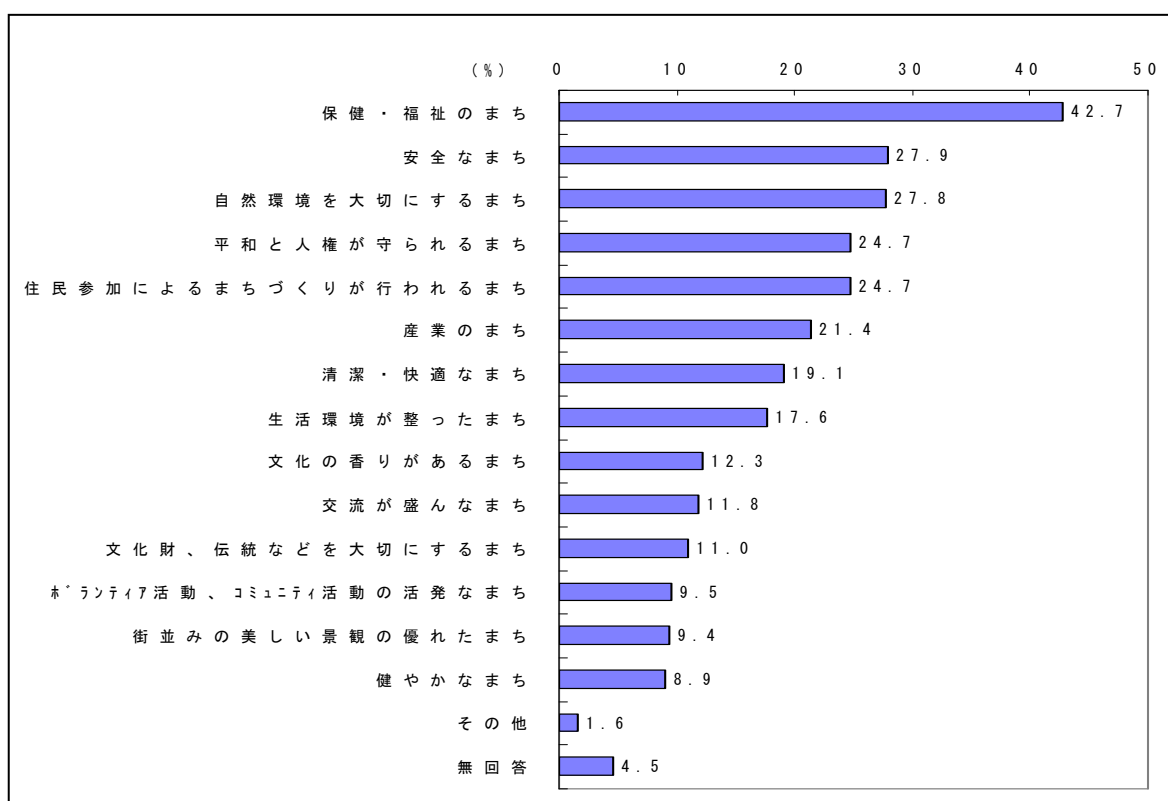


(2) 合併後の新市の将来イメージと重点施策への期待

「4町が合併する場合、将来イメージとしてどれが適切だと思いますか」と伺ったところ、次のような結果が得られました。

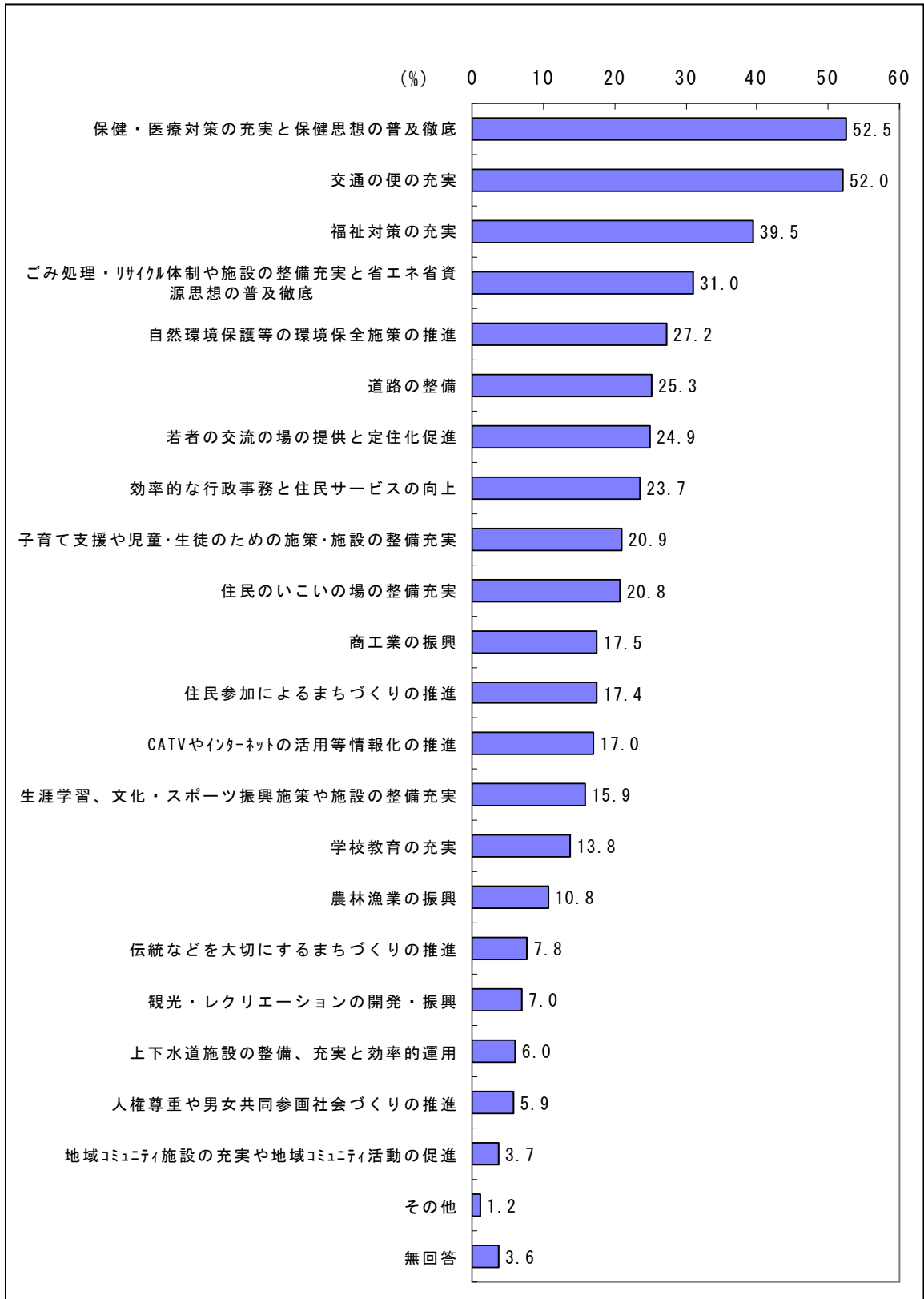
これによると「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」、「交通事故や災害、犯罪のない安全なまち」、「緑豊かな自然環境を大切にするまち」への施策に多くの期待が寄せられていることがわかりました。

〈将来のイメージについて(複数回答)〉



また、「4町が合併する場合、重点的に進めていくべき施策は何だと思えますか」と伺ったところ、「保健・医療対策の充実と保健思想の普及徹底」や「交通の便の充実(JR電化や複線化・バス路線等の充実促進)」、次いで、「福祉対策の充実」「ごみ処理リサイクル体制や施設の整備充実と省資源思想の普及徹底」等の課題を解決することに期待されていることがわかりました。

〈重点施策要望(複数回答)〉



4 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、生野町・和田山町・山東町・朝来町の合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づくまちづくり計画を策定し、その実現を図ることにより新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市の進むべき方向性については、本計画の内容を引き継ぎ、より詳細かつ具体的事項については、新市において策定する基本構想及び基本計画に生かしていくものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「基本方針」と、基本方針実現のための「新市の主要施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成32年度までの16年間とします。

(4) 計画策定にあたっての留意事項

新しいまちづくり計画の策定に必要な住民の意向を把握するため実施した住民意識調査により、4町の合併で期待することを見ると、「行政事務の効率化による経費削減」、「広域的な視点からのまちづくり」、「各種行政サービスの充実と安定的な提供」などに期待する回答が多くなっています。

一方で、合併で心配なことを見ると、「きめ細かな行政サービスが難しくなる」、「住民の意見が反映されにくくなる」、「中心部と周辺部で地域格差が生じる」、「役場への距離が遠くなり不便になる」、「公共料金など住民負担の増加」などを心配する回答が多くなっています。

そこで、計画の策定にあたっては、この住民意識調査による結果を大切にし、それぞれの町の現状と課題をきちんと計画に反映させるよう努めなければなりません。そのためには、合併後の新市全域がバランスよく発展するため、行政システムとして分権の確立を図るという新市のイメージを描いていきます。

また、新市のまちづくり計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意するものとします。

第2章 新市の特性・ニーズと発展課題

1. 新市の概況と特性
2. 新しいまちづくりに向けての発展課題

1 新市の概況と特性

(1) 新市の概況

①位置と地勢

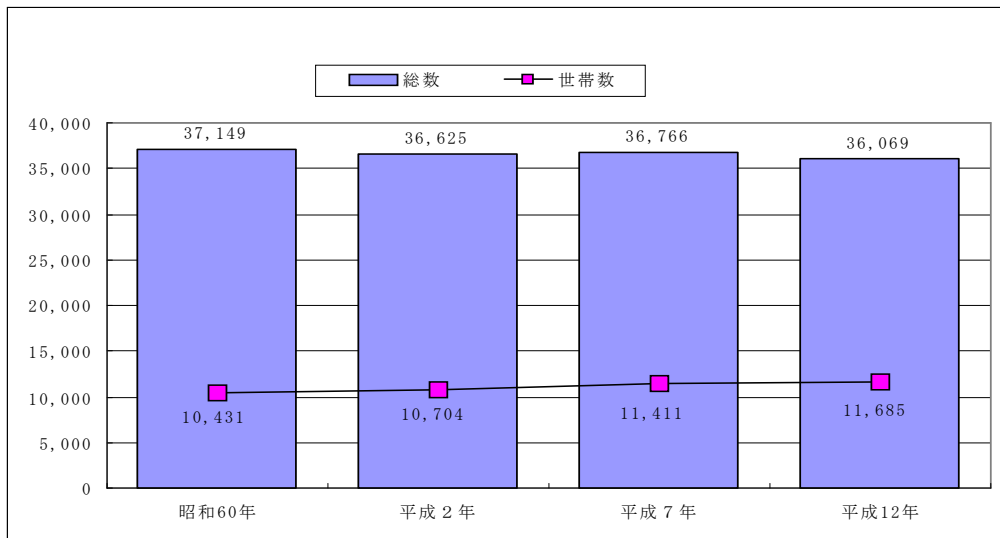
生野町、和田山町、山東町、朝来町の4町は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、京阪神からは鉄道、高速道路等を利用しておよそ1時間半から2時間で、また、姫路からはJR播但線や播但連絡道路等を利用しておよそ1時間で直結する距離にあり、但馬・山陰地方と京阪神大都市圏を結ぶ交通の要衝の地にあります。

北部は養父郡と出石郡に接し、南部は神崎郡、東部は京都府天田郡、氷上郡、西部は宍粟郡に接しています。新市は南北約 32km、東西約 24km の範囲に広がり、日本海へ流れる円山川や瀬戸内海に流れる市川などの源流地域でもあります。総面積は約 402km²で県全体の 4.8%を占めることになります。

②人口・世帯数

人口は和田山町において若干増加していますが、4町全体でみると減少しています。一方、世帯数は増加傾向を示しており、核家族化の進行や高齢者世帯の増加等家族構成が変化していることがうかがえ、また、年齢別区分においては年少人口の減少が年平均 1.68%、生産年齢人口の減少は 0.63%、老年人口の増加が 3.09%となっており、少子・高齢化が進んでいることがわかります。なお、平成 12 年国勢調査による4町全体の人口 36,069 人は、県全体の人口に占める割合が 0.6%と少ないものであります。

〈人口の推移図〉



〈人口の推移〉

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率 (%)	
	(人・世帯)	(人・世帯)	(人・世帯)	(人・世帯)		
世帯数	10,432	10,704	11,411	11,685	0.80	
1世帯数当り人口	3.56	3.42	3.22	3.09	-0.89	
人口	総数	37,149	36,625	36,766	36,069	-0.19
	男	17,887	15,959	17,940	17,344	-0.20
	女	19,262	17,896	18,826	18,725	-0.18
年少人口 (0～14歳)	7,517	6,839	6,117	5,620	-1.68	
生産年齢人口 (15～64歳)	23,172	22,574	21,151	20,993	-0.63	
老年人口 (65歳以上)	6,460	7,212	8,180	9,456	3.09	
生野町	5,866	5,699	5,582	5,077	-0.90	
和田山町	16,782	16,848	16,764	17,051	0.11	
山東町	6,737	6,466	6,551	6,392	-0.34	
朝来町	7,764	7,612	7,869	7,549	-0.18	

資料: 国勢調査

③就業構造

4町全体の産業別人口を見ると、平成12年の構成比は、第1次産業7.28%、第2次産業37.05%、第3次産業55.07%となっており、昭和60年以降、経年変化では、第1次産業は減少し、第2次産業は横ばい、第3次産業は増加の傾向がみてとれます。

〈産業別人口の推移〉

	人口	就業者 総数 (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業		
	(人)		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
昭和60年	37,149	18,287	2,601	14.22	7,070	38.66	8,595	47.00	
平成2年	36,625	17,912	1,764	9.85	7,446	41.57	8,613	48.09	
平成7年	36,766	18,802	1,985	10.56	7,610	40.47	9,199	48.93	
平成12年	36,069	17,353	1,264	7.28	6,429	37.05	9,556	55.07	
年平均伸び率 (%)	-0.19	-0.34	-3.4		-0.6		0.75		
各町別 (平成12年)	生野町	5,077	2,370	82	3.46	1,008	42.53	1,280	54.01
	和田山町	17,051	8,386	562	6.7	2,964	35.34	4,769	56.87
	山東町	6,392	3,098	279	9.01	1,191	38.44	1,626	52.49
	朝来町	7,549	3,499	341	9.75	1,266	36.18	1,881	53.76

資料: 国勢調査

④土地利用

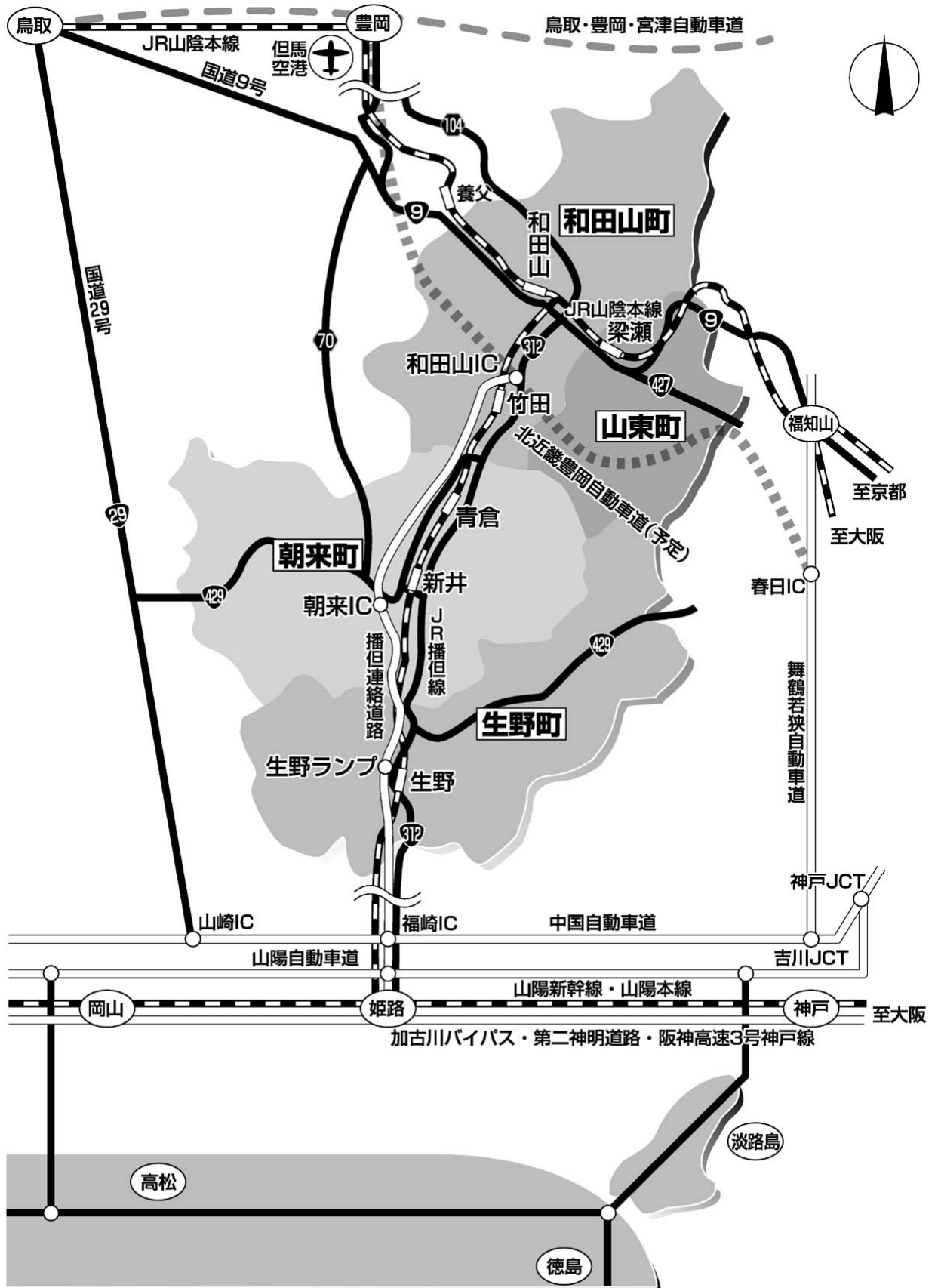
4町の土地利用は、73.4%が山林であり、農用地17.0%、宅地5.5%と、典型的な中山間地域の土地利用となっています。現在、高齢化や農業後継者の不足により農地や林地の荒廃が多くみられるようになり、その管理等が深刻な問題となっています。また、都市計画区域指定があるのは和田山町のみであり、4町全域を視野に入れた土地利用方針を再構築することが課題です。

⑤交通網

交通網は、東西軸である国道9号、429号、南北軸である播但連絡道路、国道312号、427号を中心に、県道や幹線町道等で骨格が構成されています。また、播但連絡道路の開通によって本地域も高速交通網に組み込まれることになり、現在整備中の北近畿豊岡自動車道が開通すれば、さらに京阪神大都市圏への近接性が高まっています。

鉄道は、JR山陰本線と播但線の2路線が通っていますが、特に播但線の電化高速化が重要な課題となっています。

【広域交通体系図】



(2) 新市の特性・地域資源

新市の概況等をふまえ、新市として新しいまちづくりを進める際に活用すべき地域特性・地域資源は、大きくみて次の5項目にまとめられます。

特性1 兵庫県のほぼ中央部に位置する広域交通・交流拠点のまち

新市は、兵庫県のほぼ中央部にあって、兵庫県西播磨地域と但馬地域の中間、京阪神大都市圏の外縁部に位置するとともに、姫路市と豊岡市を結ぶ兵庫縦断軸と京阪神から山陰地方を結ぶ近畿圏横断軸の交点に位置する広域交通拠点のまちです。

これまで各町においてはこの優位な広域的位置づけを生かし、積極的に交流事業を推進することにより地域の活性化に努めてきました。

新市においても、これまでの実績を生かしつつ、都市との交流による産業振興や地域の活性化を図っていくため、地域の連携と一体性を確立する必要があります。このことにより兵庫県や北近畿地方における広域交流拠点のまちとしてのイメージを定着させるものとします。

特性2 多自然居住・高原・分水嶺のまち

新市は、総面積のおよそ4分の3を森林が占め、しかも日本海側と瀬戸内海側を分ける分水嶺に位置することから、多様で豊かな自然資源は新市の最大の地域資源であるといえます。地球温暖化防止対策の一環として森林資源が重要視されつつあることや、水源地の自然保全に下流域住民との連携活動の展開を進めるべきとする考え方が普及しつつあることなど、豊かな自然は、いまや地域活性化のための地域資源として、積極的に再評価されつつあります。

このような動向を生かして、新市においては、およそ 402km²の広大な面積に広がる多様で豊かな自然資源を最大限に活用し、環境の時代といわれる 21 世紀にふさわしい多自然居住のまちの確立に努める必要があります。

特性3 古墳や城跡、産業遺産等の歴史文化が香るまち

茶すり山古墳等の貴重な古墳や竹田城跡等の歴史遺産、生野銀山・ムーセ旧居・神子畑選鉱所跡などの産業遺産、由緒ある神社・仏閣、各地に伝わる伝統芸能などの歴史文化遺産については、これまで各町において保護・継承に努めることにより、地域の活性化のため活用してきました。

新市においてもこれら貴重な歴史文化遺産を、各地区・地域のコミュニティ維持のため、また活性化に寄与するよう活用する必要があります。

特性4 高度な福祉が求められてきたまち

これまで、各町とも県平均に比べて高齢者比率が高く、しかも高齢者世帯が多い等の実態から、福祉対策を重点的に進めてきており、24時間のホームヘルプサービス等に早くから取り組むなど、先進的な福祉のまちとして実績を積み上げてきました。

高齢化は今後ますます進み、10年後には高齢者比率がおよそ30%になると予測されることから、新市においても最重要課題として福祉対策に取り組む必要があります。

また、福祉対策は、地域の雇用を生み出すとともに、生涯を安心して暮らせるまちとしての評価は若者定住対策としても効果があるなど、多くの相乗効果が期待できることから、新市において積極的に取り組む必要があります。

特性5 参画と協働のまちづくりが推進されているまち

これまで、各町ともまちづくりにあたり、その方法に若干の違いはありますが、住民の参画と協働のまちづくりについて積極的に推進してきました。

新市においては、各種住民団体、ボランティアグループ、NPO等との連携を図ることにより、これまで以上に参画と協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

2 新しいまちづくりに向けての発展課題

(1) まちの現状に対する住民の評価

各町ごとの現状に対する住民の評価を把握し、新市としての対応すべき問題点を明確にするため、今回実施した住民意識調査で自然環境や生活基盤、福祉、教育など各分野にわたる22項目を設定し、アンケートの項目ごとに「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の5段階で評価をしていただきました。その結果を加重平均値による数量化で評価点(満足度)を算出したところ、

朝来郡全体で満足度が高い項目は、

- ・「上下水道の整備状況」
- ・「自然環境の豊かさ」
- ・「ごみの収集・処理の状況」
- ・「火災・災害等の安全対策・体制の推進状況」
- ・「道路の整備状況」

などとなりました。

一方、満足度が低い項目は、

- ・「公共交通機関の便利さ」
- ・「商工業の振興状況」
- ・「観光・レクリエーションの振興状況」
- ・「農林業の振興状況」

などとなっています。

これらの結果から、住民の皆さんは、鉄道・バス等の公共交通の充実、各種産業の振興を、新市のまちづくりの重要な課題として認識されていることが把握できました。

(2) 新しいまちづくりに向けての発展課題

時代の潮流や新市の概況、地域特性、住民ニーズ等を総合的に勘案し、新しいまちづくりに向けての発展課題をまとめると次のようになります。

①急激に進む少子・高齢化や女性の社会進出の拡大への対応－保健・福祉・医療対策の充実

保健・福祉・医療対策の充実は住民に最も強く望まれています。

さらなる少子・高齢化の進展、核家族化の進行や高齢者世帯の増加、女性の社会進出の拡大に対応した保健・福祉・医療対策の一層の充実が求められています。

重点課題は次のとおりです。

- ・高齢者や障害者の在宅介護・施設サービスの充実と社会参画の拡充
- ・介護予防と地域ぐるみの健康づくりの推進
- ・女性の社会進出に対応した子育て支援の充実

②人権を大切にしたい共に生きる社会の形成－人権・同和意識の高揚

人権社会の確立はすべての市民の共通の願いです。人権尊重の視点ですべてのまちづくりを進める必要があります。

また、男女共同参画社会の確立や、国際化の進展に対応した外国人にも住みやすいまちづくりの推進など、男女・国籍・世代・地域等の違いを理解しあい、さまざまな人々が共に生きる社会の確立を進めることが求められています。

重点課題は次のとおりです。

- ・人権・同和意識高揚のための施策の推進
- ・男女共同参画社会づくりの推進
- ・地域コミュニティ体制の再構築と周辺地域対策の推進
- ・国際化に対応したまちづくりの推進

③自然を保全し、活用する循環型社会の形成－環境保全・リサイクル対策の充実

新市にとって恵まれた自然環境の保全は、住民に強く望まれています。また、分水嶺のまちとしての位置付けからも、森林や河川環境の保全に努めるとともに、ごみのリサイクル活動や地域ぐるみのエコライフ運動の推進等に努め、新市全体で循環型社会の確立を進めることが求められています。

重点課題は次のとおりです。

- ・山林や水辺など自然環境の保全活動の推進
- ・リサイクル活動の推進など資源循環型社会システムの確立
- ・自然環境を生かした自然公園等の整備の推進

④交流と地域資源を活用した産業の振興－広域交通体系の確立と産業の活性化

広域高速交通体系の整備充実にともない、特に京阪神大都市圏との近接性が高まることを生かして、豊かな自然資源や歴史文化資源等を活用した交流事業の一層の充実と、交流を契機とした各種産業の振興に努める必要があります。また、公共交通機関の充実が強く望まれています。

重点課題は次のとおりです。

- ・播但線の電化高速化促進等公共交通体制の充実
- ・多彩な地域資源を生かした滞在型交流拠点づくりの推進
- ・観光交流等を生かした農林業・商業等地域産業の活性化の推進
- ・まちの知名度アップと農産物のブランド化の推進
- ・広域交通拠点に位置する立地条件を生かした商工業の振興
- ・広域幹線道路沿線の沿道サービス業の振興

⑤教育と歴史・文化を軸とする地域連携のまちづくりの推進－地域文化の尊重と新市のアイデンティティの確立

各地域では、これまで固有の地域文化、行動様式等が確立され、地域の一体感を形成してきていることから、新市においてもこれらの地域文化等は尊重される必要があります。一方で新市としての一体感の形成も必要であり、学校教育をはじめ市民文化・スポーツ活動や生涯学習活動等を通して新市のアイデンティティの確立を図っていく必要があります。

重点課題は次のとおりです。

- ・新市にふさわしい教育機関の充実
- ・歴史文化や景観を生かしたまちづくりの推進
- ・文化芸術やスポーツ活動を通じた地域連携の創出・強化

⑥若者が住みたいくなるまちづくりの推進－若者定住対策の充実

新市においては若者の定住促進は大きな課題です。今回実施した住民アンケート調査でも、10代、20代の若者の意向は住民全体の意向とは相違する面が多々ありました。若者の意見に耳を傾け、若者が望むまちづくりに積極的に取り組む必要があります。

重点課題は次のとおりです。

- ・若者ニーズに即したまちづくりの推進
- ・通勤・通学等の交通利便性の充実
- ・都市的アメニティ環境の整備と住宅整備

⑦参画と協働・分権のまちづくりの推進－自立型社会への対応

これまでも参画と協働のまちづくりに積極的に取り組んできましたが、住民は、より一層の拡充を望んでいることから、新市においても情報公開や市民への情報伝達方法の一層の充実等を進めるとともに、ボランティア・NPO等の育成を支援し、住民自治と地域力の強化等に努める必要があります。

また、地域の歴史や文化、人と人の絆を大切に、全地域がバランスよく発展するために、住民自治を補完する行政システムとしての支所機能を生かした新市の分権化が求められています。

重点課題は次のとおりです。

- ・市民と行政の協働体制の拡充
- ・ボランティアやNPO等の育成と支援
- ・情報の共有や行政と住民を直結する情報ネットワーク体制等の確立
- ・行政システムとしての分権の確立

第3章 新しいまちづくりの基本方針

- 1 新市まちづくりの基本理念
- 2 新市の将来像
- 3 将来像実現のための基本施策
- 4 主要指標の見通し
- 5 土地利用の方向

1 新市まちづくりの基本理念

新市としてのまちづくりを推進するにあたっての基本理念を次のとおり定め、新しいまちづくりのすべてにわたる基調とします。

新市まちづくりの基本理念

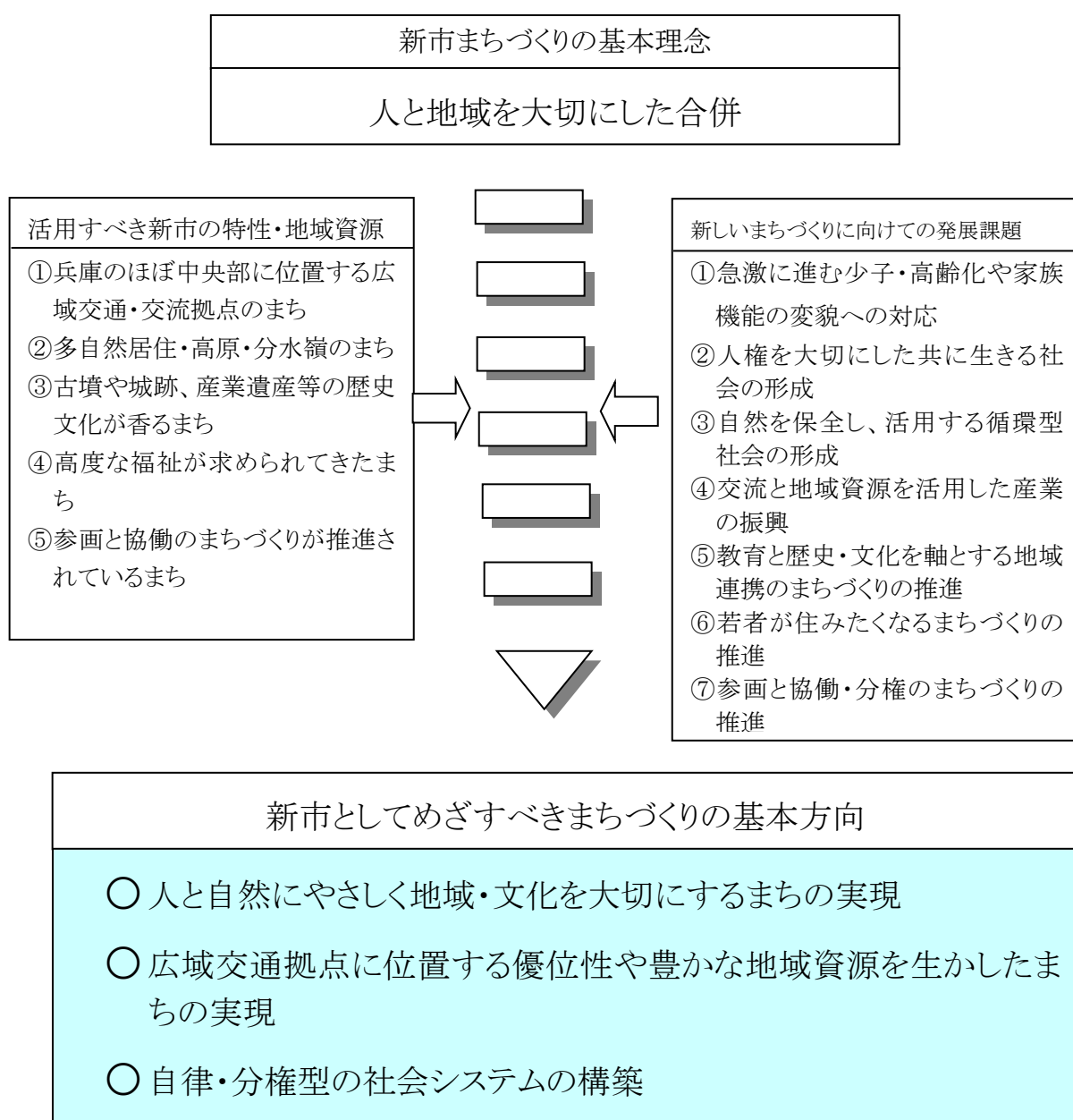
「人と地域を大切にした合併」

- ①参画と協働・分権のまちづくり
- ②産業の振興・交流と共生の活力あるまちづくり
- ③教育・福祉・人権を大切にしたまちづくり
- ④自然と歴史・文化を大切にした個性あるまちづくり

2 新市の将来像

新市の将来像を設定するためには、まず、新市としてめざすべきまちづくりの基本方向を定める必要があります。「新市まちづくりの基本理念」を基本とし、これまでに検討された「活用すべき新市の特性・地域資源」や「新しいまちづくりに向けての発展課題」等を総合的に勘案し、新市としてめざすべきまちづくりの基本方向を検討すれば、次のとおりまとめられます。

〈新市としてめざすべきまちづくりの基本方向検討図〉



新市としてめざすべきまちづくりの基本方向をふまえ、新市の将来像を次のとおり設定します。

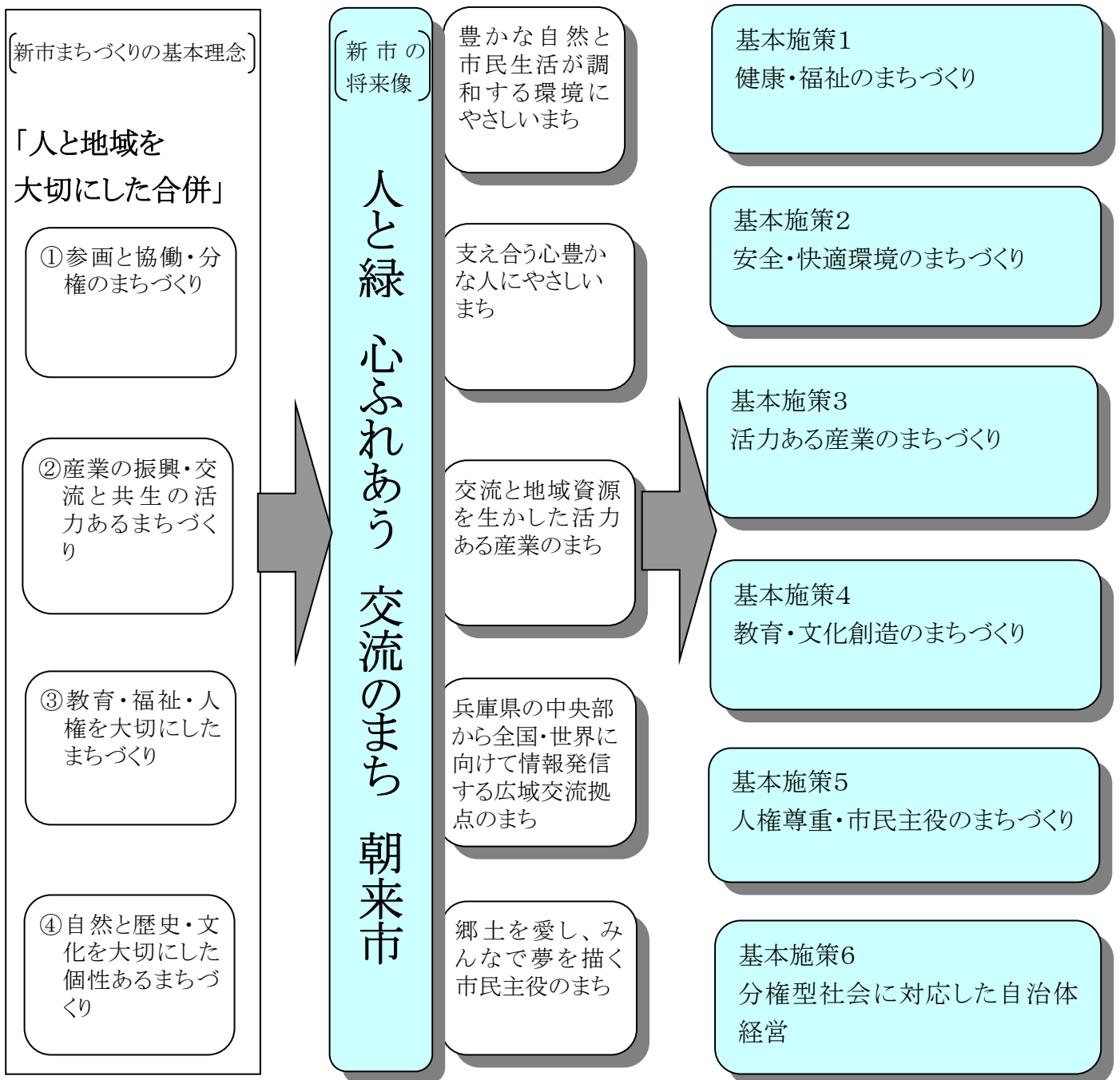
新市の将来像

人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市

- 「人と緑」 豊かな自然と市民生活が調和する環境にやさしいまち
- 「心ふれあう」 支え合う心豊かな人にやさしいまち
- 「交流のまち」 交流と地域資源を生かした活力ある産業のまち
..... 兵庫県のほぼ中央部から全国・世界に向けて情報発信する広域交流拠点のまち
- 「朝来市」 郷土を愛し、みんなで夢を描く市民主役のまち

3 将来像実現のための基本施策

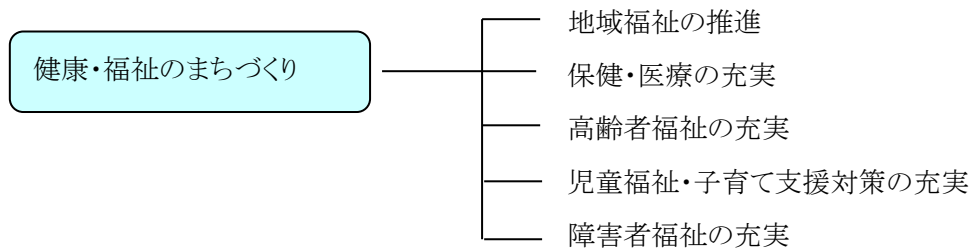
新市の将来像の実現を図るため、まちづくり推進の基調となる「新市まちづくりの基本理念」や新市の将来像のサブ概念等をふまえ、次のとおり6つの基本施策を定めます。



基本施策1 健康・福祉のまちづくり

乳幼児から高齢者まですべての市民が、地域の中で支え合いながら共に生きることができるよう、保健・医療・福祉の連携を図り、地域福祉対策やボランティア活動、健康づくり活動の充実、関係団体の育成などに努めます。また、制度・情報等のバリアフリー化を図り、高齢者や障害者の立場に立った、福祉のまちづくりを推進します。あわせて、子育て支援の充実を図り、健康で互いに支え合い安心して生涯を託せる「健康・福祉のまちづくり」を展開します。

施策の体系は次のとおりです。

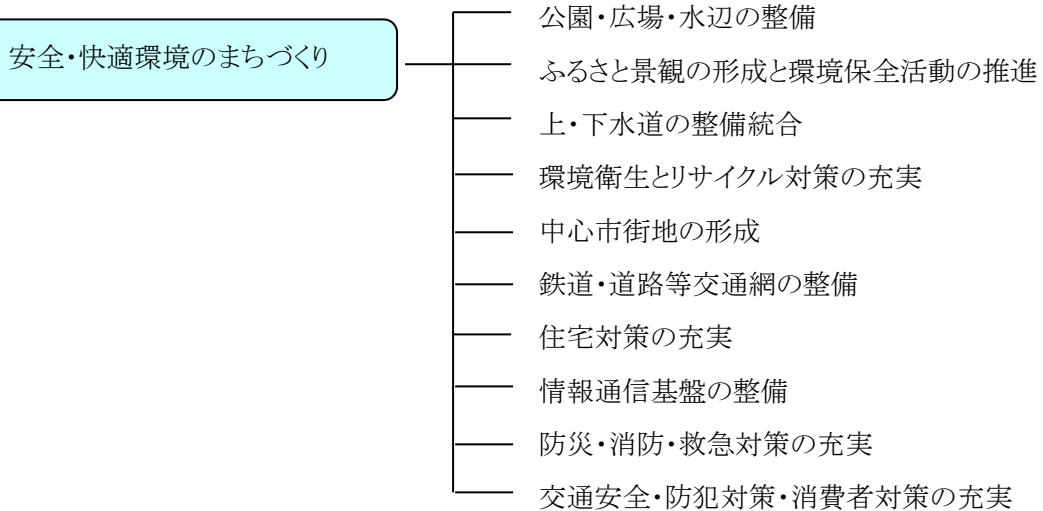


基本施策2 安全・快適環境のまちづくり

上・下水道の整備統合や、公園整備等を一層進めるなど豊かな自然を生かした環境の整備に努めます。また、歴史景観や農村景観など特色あるふるさと景観形成を進めるとともに、省資源、省エネルギー、ごみの減量化やリサイクル運動の推進に努め、環境に与える負荷を低減させる取り組み、公害防止意識・環境保全意識の高揚等に努めます。

さらに、調和のとれた土地利用の推進や中心市街地の整備、道路・鉄道・生活路線バス等の総合的な交通体系整備や高度情報システムを活用したネットワーク整備、防災・消防・救急体制の強化や交通安全・防犯体制の充実等に努め、安全で利便性の高い「安全・快適環境のまちづくり」を推進します。

施策の体系は次のとおりです。



基本施策3 活力ある産業のまちづくり

域内の広範な地域における基幹的産業として、集落の形成や住民定住要件の大きな部分を支えてきた農林業、とりわけ水田農業は、長年にわたる厳しい減反政策や貿易の自由化による農畜産物価の下落などによって存亡の危機にあります。

このため、稲作業等から多様な作目への転換による高付加価値農業の確立、協業組織や共同作業体制の確立など新たな農業経営環境の形成、地産地消など安定した農産物流通システムの確立等を図り、農業の振興に努めます。また、林業についても、輸入木材の増大で国内産木材価格の低迷が続き、生産と保全管理意欲が減退して山林の荒廃が進むなど、大きな課題を抱えているため、下流域住民と連携した森林保全事業の推進や林業経営基盤の強化に努めます。

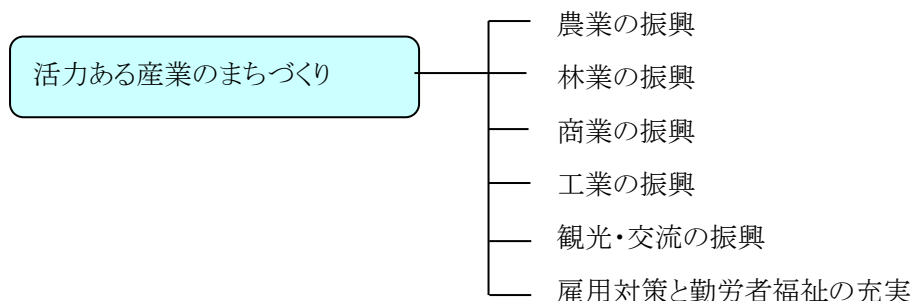
また、地域経済の中心である商工業についても、長引く不況で既存企業の撤退や倒産など厳しい状況が続いています。このため、商業については、但馬地域の交通の要衝としての利点を生かして、市街地整備事業と連携した広域商業環境整備を進めるとともに、観光交流事業との連携や地域内消費を促す支援策を生かした商業振興に努めます。

工業については、今後とも恵まれた立地条件を生かした企業誘致活動を展開するとともに、ベンチャー企業等の起業・育成施策を進めるなど、多様な振興を図ります。

さらに、豊かな自然環境や歴史資源、京阪神など大都市圏に近い交通立地条件を生かして、新市に散在する観光交流資源の再構築・ネットワーク化整備を図り、観光交流客の飛躍的増加の実現に努めます。

これらによって農林・商工・観光の多様な産業の振興を進め、足腰の強い「活力ある産業のまちづくり」の実現をめざします。

施策の体系は次のとおりです。



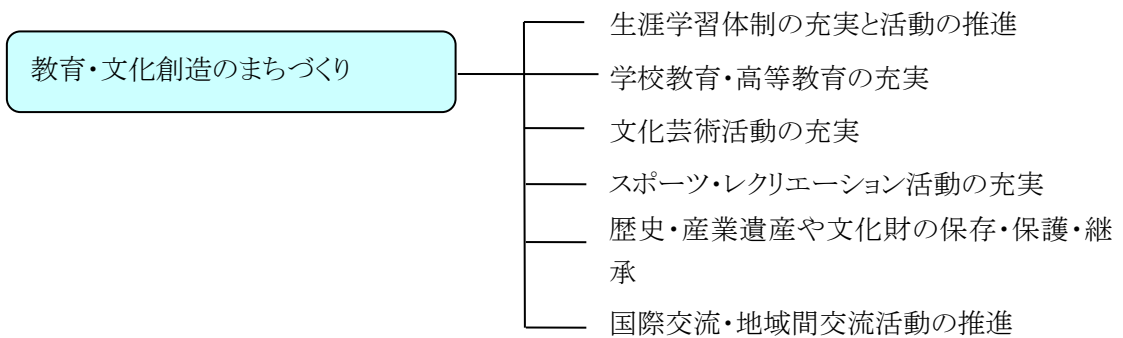
基本施策4 教育・文化創造のまちづくり

社会の急激な変化に伴い、価値観の多様化が顕著になってきました。生涯にわたって自己を高め続けようとする市民の意識などに対応した、質の高い生涯学習・文化芸術・生涯スポーツ・国際交流活動の積極的な展開を図ります。

また、学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、県立南但馬自然学校などの体験型施設や恵まれた文化財・史跡との連携・活用を図ることにより、地域の教育力の向上と特色ある学校教育・高等教育の創造に努めます。

さらに、地域文化おこし活動など市民の連携を促すなど、ふれあい豊かな「教育・文化創造のまちづくり」を展開します。

施策の体系は次のとおりです。

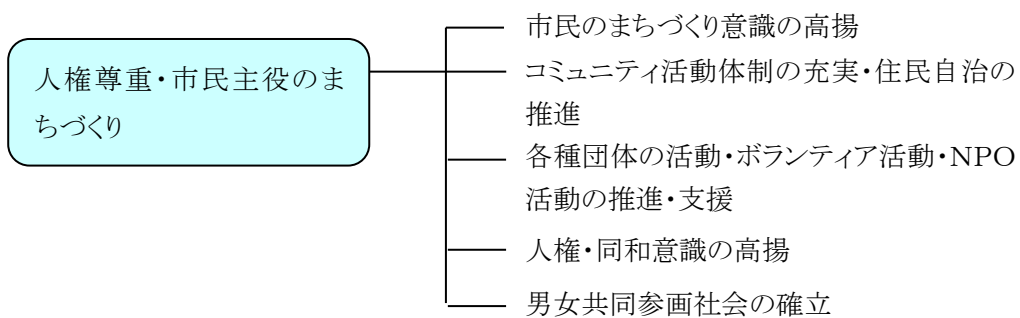


基本施策5 人権尊重・市民主役のまちづくり

自己立案・自己決定・自己責任という地方分権時代の到来を背景に、21世紀の地域課題を解決するには、従来の枠組みを超えた市民と行政の協働体制の確立、市民や各種団体の自主的なまちづくり活動等が一層求められます。このため、市民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、市民主導の各種団体の活動、コミュニティ活動、ボランティア活動やNPO活動など、市民自らが主体となって進めるまちづくり活動の活性化を促します。

さらに、家庭・学校・地域・職場のあらゆる場で、人権・同和問題や男女共同参画社会づくりに対する正しい理解と認識を深める教育・啓発の充実を図り、人権意識・男女共同参画意識の高揚に努めるなど、市民が相互の個性を尊重し、行政と協働してまちづくりに取り組む「市民主役のまちづくり」を推進します。

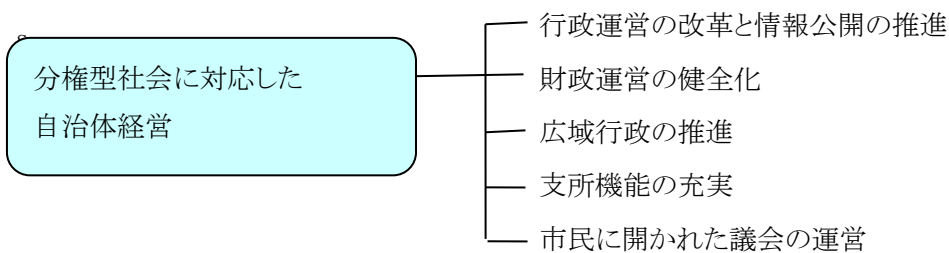
施策の体系は次のとおりです。



基本施策6 分権型社会に対応した自治体経営

地方分権社会の確立が急務となっているなかで、市民の行政ニーズの多様化・高度化に的確に対応できる組織や機構の確立が重要な課題になっています。また、めまぐるしく変化する社会情勢を把握し、時代に対応した先進的な取り組みを行うため、職員の資質の向上と自己啓発を進める研修を行うなど、人材育成に努めます。さらに、庁内情報システムの拡充による電子自治体化の促進や情報公開の推進を図るほか、行政手続の透明化、財政の健全化を進めます。議会においても情報公開と説明責任を果たし、市民にわかりやすい議会活動に努め、「分権型社会に対応した自治体経営」を推進します。

施策の体系は次のとおりです。



4 主要指標の見通し

(1) 人口と世帯数

平成 7 年及び平成 12 年の国勢調査の結果に基づき、新市の将来人口及び高齢者比率を推計すると、平成 12(2000)年の人口は 36,069 人、高齢者比率は 26.2%に対して、平成 21(2009)年には 34,840 人、28.2%、平成 26(2014)年には 33,850 人、29.7%と、人口は減少するなかで、高齢者比率は増加していくことが見込まれます。一方、世帯数は、平成 12 年の 11,685 世帯から平成 26 年には 12,460 世帯へと増加を続けることが見込まれます。この要因としては、核家族化の進行と高齢者世帯の増加が考えられます。

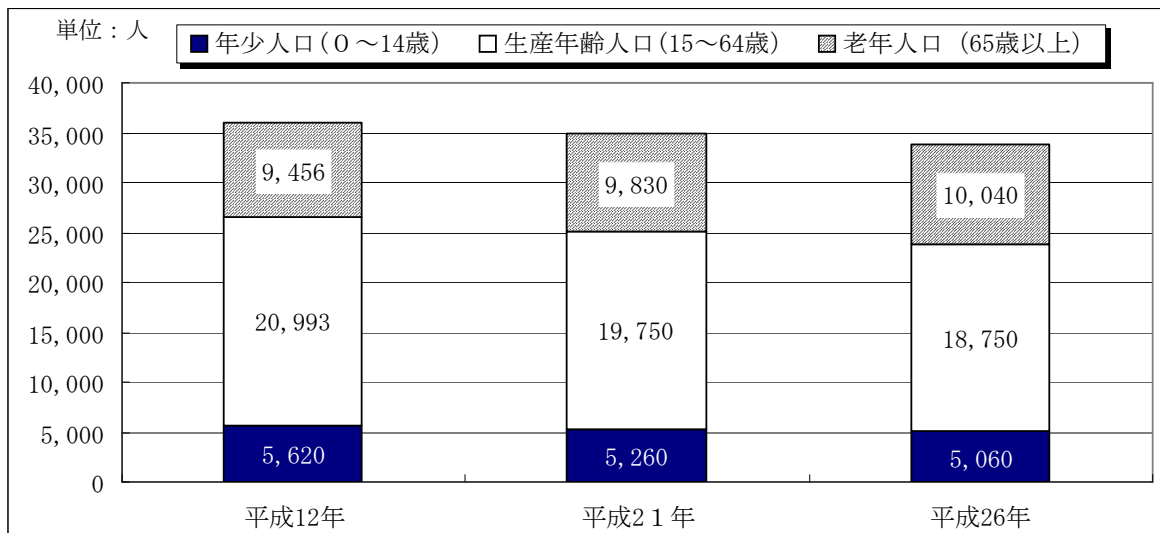
このように新市の人口の減少が予測されるなかで、「新市まちづくり計画」に掲げるそれぞれの施策を計画的に実施することによって人口減少に歯止めをかけることができるかどうか的確に判断することは困難ですが、新市においても住民一人ひとりが安心して生活できるまちづくりに努めることが、人口減少に歯止めをかける大きな要素となるものと考えられます。

〈新市の将来推計人口〉

(単位:人、世帯、%)

区 分	平成 12 年	平成 21 年	平成 26 年	H12～H26 年平均伸び率
総人口(人)	36,069	34,840	33,850	-0.45
世帯数(世帯)	11,685	12,190	12,460	0.46
年少人口(0～14 歳)	5,620 (15.6)	5,260 (15.1)	5,060 (14.9)	-0.75
生産年齢人口(15～64 歳)	20,993 (58.2)	19,750 (56.7)	18,750 (55.4)	-0.80
老年人口(65 歳以上)	9,456 (26.2)	9,830 (28.2)	10,040 (29.7)	0.43
1世帯数当り人口	3.09	2.86	2.72	-0.91

注:()内の数字は総人口に対する割合を示す。



(2) 就業構造

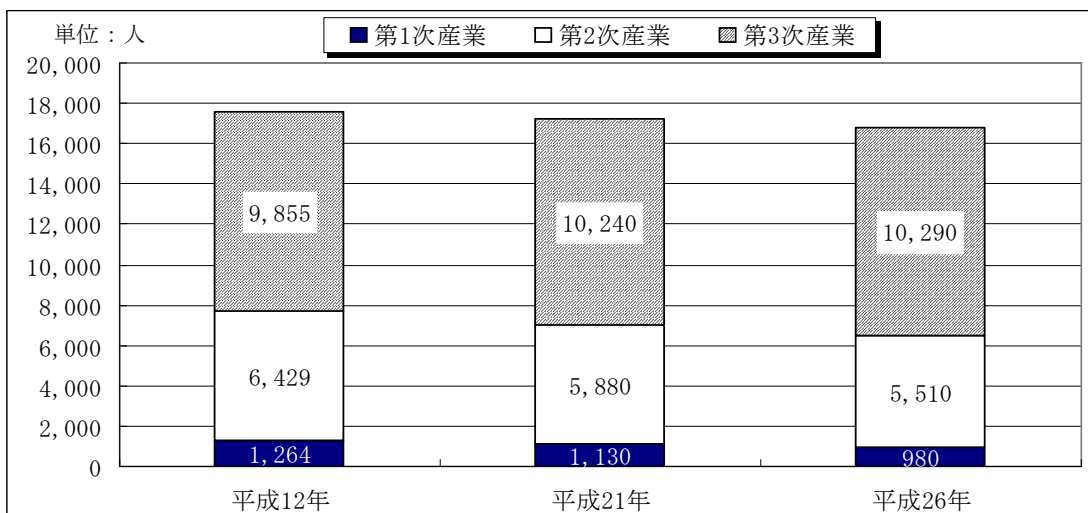
就業構造は、平成 12 年国勢調査では、第 1 次産業 1,264 人、第 2 次産業 6,429 人、第 3 次産業が 9,855 人となっています。これに対し、平成 26 年における就業構造は、総人口の規模や今後の施策の方向等を勘案すると、第 1 次産業は 980 人程度、第 2 次産業は 5,510 人程度、第 3 次産業は 10,290 人程度へと産業構造の変革にあわせた就業形態に変化することが見込まれます。

<新市の就業構造>

(単位:人、%)

	平成 12 年	平成 21 年	平成 26 年	H12~H26 年平均伸び率
就業人口総数(人)	17,655	17,250	16,780	-0.36
第 1 次産業	1,264 (7.2)	1,130 (6.6)	980 (5.8)	-1.80
第 2 次産業	6,429 (36.4)	5,880 (34.1)	5,510 (32.8)	-1.10
第 3 次産業	9,855 (55.8)	10,240 (59.4)	10,290 (61.3)	0.31
分類不能の産業	107	-	-	-
総人口(人)	36,069	34,840	33,850	-0.45
就業率(%)	49.0	49.5	49.6	-

注:()内の数字は就業人口総数に対する割合(%)を示す。



5 土地利用の方向

土地は産業経済や市民の生活に深く結びついた限りある資源です。公共の福祉、自然環境並びに健康で文化的な生活環境を維持・確保していくためには、長期的視点に立った計画による土地利用を推進する必要があります。

そこで、新市の将来像の実現に向けて、次のような基本方針のもとに土地利用を推進していきます。

(1) 土地利用の基本方針

これからのまちづくりにあたって形成すべき望ましい地域構造は、「豊かな自然に囲まれたなかで、コンパクトに都市機能が整備された中心市街地と、これを起点として全市的にネットワーク化された道路・交通体系を有する生活自立のまち」であるといえます。新市はこのような地域構造を形成すべき条件を満たしており、まさに21世紀の未来に向けて大きくはばたく可能性を秘めたまちといえます。

この基本的考え方をふまえ、土地利用の基本方針を

- ① 豊かな自然の維持・保全
- ② 貴重な歴史資源・景観の保全
- ③ うるおいのある住環境・生活空間の確保
- ④ 快適な中心市街地の確保
- ⑤ それぞれの機能に純化された産業基盤の確立
- ⑥ 全市的にネットワーク化された道路・交通体系の確立

と定めます。

このため、社会経済情勢の変化をふまえ、新市としての土地利用計画を策定するとともに、上位計画を踏まえた都市計画や農業振興地域整備計画、森林整備計画等についても適切な見直しを行い、土地利用の高率化と有効利用を推進し、「自然」と「住民生活」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成を促進します。

(2)ゾーン別土地利用

これまでの自然的、社会的、経済的発展経緯等をふまえ、新市における土地利用について次のゾーンに区分し、これらを結ぶ基幹的道路体系の整備とあわせて次のような土地利用を進めます。

①複合都市ゾーン

都市計画区域の見直しに伴い、早期にマスタープランを策定し、既成市街地地区を「複合都市ゾーン」と位置づけ、都市計画道路の整備、駅周辺や中心市街地の整備、生涯学習拠点施設の充実整備、商業・業務施設の整備、土地区画整理事業や住環境整備事業の推進を図ることによって、賑いのある市街地の形成に努めます。

②市街地住宅ゾーン

各地域の中心地や既成の住宅密集地等を「市街地住宅ゾーン」と位置づけ、生活道路や都市基盤の整備、公園や文化・スポーツ施設、福祉施設の整備、近隣型商業施設の整備、住宅環境整備や良質な住宅開発の誘導等を図っていくことにより、良好な市街地住宅環境の創出に努めます。

③農業・農村定住ゾーン

全域に広がる農山村地域のうち、まとまりのある優良農地については長期的保全に努めて基盤整備等を進め、生産性の高い農業生産地の形成を図るとともに、農村環境と共存する集落形態を有する地域については、農業と共生する農村定住地区として良好な居住環境の形成に努めます。

④工業ゾーン

国道312号沿線や既成工業地区、工業適地地区については工業用地としての基盤整備の充実を図り、沿道サービス施設、物流産業を含めた優良企業の誘致、既存立地企業への支援の充実等に努めます。

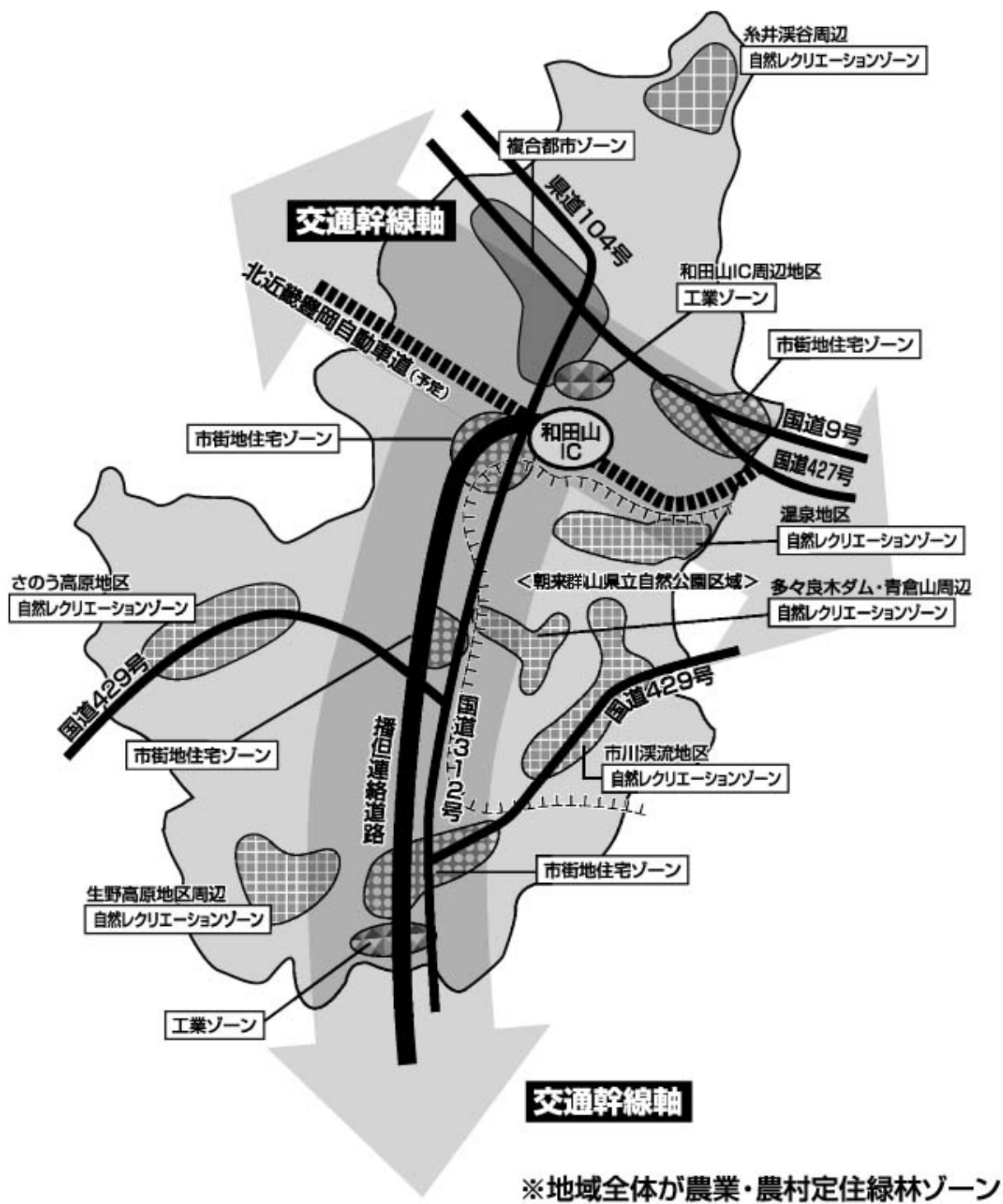
⑤自然レクリエーションゾーン

朝来地域のさのう高原地区や多々良木ダム地区周辺、生野地域の市川源流地区や生野高原地区周辺、山東地域の温泉地区、和田山地域の糸井溪谷周辺等を「自然レクリエーションゾーン」と位置づけ、観光施設、観光農園の充実整備及びネットワーク化を計画的に推進することにより、観光交流客の誘致に努めます。

⑥緑林ゾーン

新市全体を包むように広がる山林地域のうち、保安林等の指定地域については、新市の国土保全並びに水源涵養等の必要性から林地保全の徹底に努めます。一方里山地区を含む経済林地区については、林業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、生活域の身近な親緑地として公園的利用、レクリエーション的利用を進めることにより、市民の身近な憩いの場となるよう努めます。

【土地利用構想図】



第4章 新市の施策

- 1 健康・福祉のまちづくり
- 2 安全・快適環境のまちづくり
- 3 活力ある産業のまちづくり
- 4 教育・文化創造のまちづくり
- 5 人権尊重・市民主役のまちづくり
- 6 分権型社会に対応した自治体経営

1 健康・福祉のまちづくり

(1) 地域福祉の推進

〈主要な施策〉

高齢者、障害者、児童を含むすべての市民が、住み慣れた地域のなかで、共に助け合い、支え合いながら暮らせる地域社会の構築をめざします。そのためには、市制施行により福祉事務所を設置し、新たに生活保護業務を直接処理するとともに、従来から4町において行ってきた各種福祉施策を広域的に実施することにより、総合的・一体的な福祉サービスの展開を図ります。

また、福祉活動の拠点となる既存施設の有効活用を図るとともに、人材の育成・支援のための体制づくりを行います。

なお施設等の整備については、ハートビル法等に基づき、公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、市民生活の利便性の向上を図るため、コミュニティバス、地域巡回バスの運行を検討します。

〈主要事業〉

- 福祉事務所の設置
- ボランティアセンターの機能強化
- 社会福祉協議会の再編による機能強化
- コミュニティバス、地域巡回バスの運行の検討
- 福祉のまちづくり重点地区の拡大と整備充実
- 総合福祉会館の整備

(2) 保健・医療の充実

〈主要な施策〉

市民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう保健・福祉・医療の連携を強化し、市民の健康管理意識の高揚と自主的・主体的な健康づくりの促進に努めるとともに、総合的な健康管理システムの構築等、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた保健サービスの充実に努めます。

さらに、医療ニーズの高度化・多様化に対応し、救急・休日・夜間の医療サービスが提供できるよう、施設の機能充実に努めるとともに、医療機関との連携や市民への情報提供等、地域医療体制の充実に努めます。

〈主要事業〉

- 健康づくり運動の推進
- CATVを活用した在宅健康管理システムの整備
- 医療施設の機能充実と各保健施設との連携強化

〈主な県事業〉

- へき地勤務医師養成事業

(3)高齢者福祉の充実

〈主要な施策〉

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、増大かつ多様化するニーズに対応できるよう、民間事業者を活用しながらサービスの充実に努めます。

また、介護保険対象サービス外の介護予防・支援サービスや保健サービスの充実に努めるとともに、老人クラブ活動の育成やシルバー人材センターの機能強化等、高齢者の活躍の場を創出することによりシルバーパワーの活用を促進します。

なお、特別養護老人ホーム、ケアハウス及び痴呆性高齢者グループホーム等の高齢者福祉施設については、計画的に整備充実に努めます。

〈主要事業〉

- 介護保険サービス及び介護予防サービスの充実
- シルバー人材センター、老人クラブ活動の充実
- 高齢者福祉施設の整備充実

〈主な県事業〉

- 但馬長寿の郷・専門的人材派遣事業

(4)児童福祉・子育て支援対策の充実

〈主要な施策〉

少子化対策への積極的な対応が重要課題となっているなか、多様化する保育ニーズに対応するため、幼保一元化の検討、子育て支援サービスの充実、ファミリーサポートネットワークの整備に加え、母子保健活動の充実や子育てに関する学習機会の拡充、情報提供・相談体制の充実等、総合的な子育て支援の強化に取り組みます。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進をめざして、関係機関との連携のもと、相談・指導体制の充実及び各種制度の周知・活用を進めます。

〈主要事業〉

- 幼保一元化の検討と保育サービスの充実
- 学童保育施設の整備と運営の充実
- ファミリーサポートネットワークの整備
- ひとり親家庭の支援

(5)障害者福祉の充実

〈主要な施策〉

保健・医療との連携を深め、障害者のための相談指導を推進します。

また、障害者が住み慣れた地域のなかで、ノーマライゼーションの理念に基づいた生活と社会参加を支援するとともに、障害者福祉施策を総合的、計画的に推進します。

〈主要事業〉

- デイサービス、ホームヘルプサービスの実施
- 障害者福祉施設の整備
- 障害者と健常者が共に歩む社会づくり
- 障害者の社会参加・自立支援の充実
- 障害者支援費制度への対応・推進

2 安全・快適環境のまちづくり

(1) 公園・広場・水辺の整備

〈主要な施策〉

市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ憩える場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、計画的に公園等の整備に努めます。

また、円山川、市川等の河川敷を利用した散策道や親水公園等の整備も進めます。

さらに、ダムを利用した公園や自然公園等の整備を進めることにより、県内外からの交流・観光客の誘致に取り組みます。

〈主要事業〉

- 円山川・市川等河川敷の散策道・親水公園の整備
- 与布土ダム関連施設(坂根公園)の整備
- 黒川・多々良木ダム周辺の整備
- 駅周辺街区の公園整備

(2) ふるさと景観の形成と環境保全活動の推進

〈主要な施策〉

恵まれた自然を守るため、河川の汚濁防止、山林や水辺の自然環境保全に努めます。

また、歴史景観と調和した街並みや農村の景観づくり等を促進するとともに、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の形成に努めます。

〈主要事業〉

- 美しい街並みづくりの推進
- 広葉樹植栽や流域環境保全事業の推進
- 花と緑のまちづくり運動の展開
- ISO14001 認証の推進

(3) 上・下水道の整備統合

〈主要な施策〉

上水道については、4町で実施している給水事業を統合するとともに、水質管理の徹底に努めます。また、生活貯水池を建設することにより、安定的な給水事業を展開します。

下水道については、美しい自然環境と快適な生活環境を確保するために、公共下水道や農業集落排水、コミュニティプラント等の施設の統合を検討するとともに、適正な維持管理を行っていきます。

また、公共下水道については、雨水処理を含めた整備に努め、災害に強い施設整備を進めます。

〈主要事業〉

- 上・下水道の集中監視システムの整備
- 配水管の相互連携事業の推進
- 脱水汚泥処理施設の整備と資源化対策の推進
- 浄水場整備
- 病原性原虫対策等浄水施設の整備
- 上・下水道施設の統合整備と適切な管理運営

〈主な県事業〉

- 生活貯水池の建設など「社会基盤整備プログラム」計画事業の実施
(与布土ダム)

(4) 環境衛生とリサイクル対策の充実

〈主要な施策〉

市民への意識啓発を促進するとともに、事業者の協力を得ながら、分別収集の徹底や自主的なリサイクル運動によるごみの減量化、さらには不法投棄の防止に努めることにより、環境汚染を未然に防ぐ体制を確立します。

〈主要事業〉

- 地域資源循環活用システムの導入
- ごみの広域化処理の検討
- ごみの分別・リサイクル運動の展開

(5) 中心市街地の形成

〈主要な施策〉

和田山周辺の既成市街地については、都市計画マスタープランに基づき計画的に市街地整備事業を実施することにより、魅力ある市街地の整備に努めます。

なお、各地域の中心地や既成の住宅密集地等についても、計画的に市街地整備事業を推進することにより、良好な市街地住環境の形成に努めます。

〈主要事業〉

- まちづくり総合支援事業に基づく都市基盤整備
- 交通結節機能整備
- 各地域中心地の市街地整備

(6) 鉄道・道路等交通網の整備

〈主要な施策〉

JR播但線の電化高速化の促進については、JR西日本や国・県へ積極的に働きかけるとともに、住民に対して播但線の利用を積極的にPRすることにより利用促進を図ります。

また、播但連絡道路の利便性の向上、北近畿豊岡自動車道建設促進等を関係機関と協力し促進していきます。

なお、国・県道の改良・バイパス整備について、促進に努めるとともに、観光ルート整備のための林道・市道等の整備充実を図ります。特に、主要幹線道路である国道9号及び312号については、冬季における凍結防止装置の整備や拡幅整備などを推進していきます。

さらに、市内の幹線道路や生活道路については、歩道の整備、バリアフリー化を推進しながら、安全性、快適性、景観に配慮した改良整備を計画的に推進します。

〈主要事業〉

- JR播但線の電化高速化の促進
- JR播但線電化高速化整備費負担事業基金条例の制定
- 国・県道等の整備による観光ルートのネットワーク化の推進
- 播但連絡道路の利便性向上及び市街地とのネットワークの強化
- 北近畿豊岡自動車道の早期建設促進
- 都市計画道路の整備

〈主な県事業〉

- 国道・県道の整備など「社会基盤整備プログラム」計画事業の実施
(国道 312 号、国道 429 号、県道金浦和田山線、檜倉山東線ほか)

(7)住宅対策の充実

〈主要な施策〉

若年層やU・I・J ターン者の定住を促進するため、既存コミュニティとの融和に配慮しながら質の高い快適な居住環境づくりを推進し、新たな住宅地の整備に努めます。また、既成住宅地についても適切な開発指導を行いながら空家・空地の有効な活用に努めることにより、地域の特性を生かした良質で魅力ある住宅建設等を促進します。

なお、公営住宅については、高齢者・障害者に配慮しながら老朽化住宅の整備改良等を行います。

〈主要事業〉

- 空家・空地の活用
- 分譲宅地の開発
- 公営住宅の計画的な整備改良

(8)情報通信基盤の整備

〈主要な施策〉

市全域へのCATVネットワーク化の情報通信基盤を整備することにより、情報の共有化と地域の交流の促進に努めます。

また、福祉・教育などの行政分野及び地域間の情報格差の是正を図ることにより生活の利便性の向上に努めるため、情報システムのネットワーク化を図ります。あわせてCATV等の市民参加による民主的な運用方策を確立します。

〈主要事業〉

- 市全域CATVネットワークの整備
- 高速アクセス網の整備促進
- 新市における申請・届出等の電子化の推進
- 携帯電話不通地域解消の推進

(9)防災・消防・救急対策の充実

〈主要な施策〉

新市の地域防災計画を早期に策定し、常備・非常備消防の組織及び消防施設・設備等について早期に再編することにより消防体制を一日も早く確立するとともに、住民の自主防災組織を地域全域において編成できるように努め、消防署及び消防団との連携を図ることにより、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、住民生活の安全を守るため、河川の改修整備を進めます。

〈主要事業〉

- 消防団組織の再編成の検討
- 土砂・河川災害情報通報システムの整備
- 救急救命体制の充実
- 防災センター・備品格納庫の整備
- 自然水利活用施設の整備

〈主な県事業〉

- 河川・河川総合開発・砂防事業など「社会基盤整備プログラム」計画事業の実施
(河川:円山川、河川総合開発:与布土ダムほか、砂防:石谷川ほか)

(10) 交通安全・防犯対策・消費者対策の充実

〈主要な施策〉

生活道路の整備充実に取り組むとともに、交通安全施設の整備充実に努め交通安全教育・啓発活動等を推進することにより、市内での交通事故等の防止に努めます。

また、自動車専用道路における交通事故防止対策についても関係機関に要請していきます。

なお、地域の高齢化が急速に進む中で、地域社会における防犯意識の高揚と、住民相互の防犯体制の確立を図ることにより、悪質な押し売りや詐欺商法等からの被害の防止に努めることにより安全で安心なまちづくりを推進します。

〈主要事業〉

- 道路交通環境の整備
- 生活安全条例の制定

〈主な県事業〉

- 交通安全施設など「社会基盤整備プログラム」計画事業の実施
(国道 312 号、県道養父朝来線、物部養父線ほか)

3 活力ある産業のまちづくり

(1) 農業の振興

〈主要な施策〉

これからの農業は、減反政策の一段の強化と農業団体等による自主減反制度への転換が図られるなかで、稲作農業から多様な作目への転換、新たな農業経営の確立が強く求められています。

そのなかで、農業の振興を図るため、JAや農業改良普及センターと連携して、営農リーダーとなる担い手農家や農業後継者、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、協業組織や共同作業体制の確立、農地の集積化など農業の省力化、効率的な経営体制の確立など生産基盤の充実等を強力に推進します。

また、消費者の食の個性化・多様化と安全性の要求が高まるなかで、消費者のニーズにあった特色ある作目の選定と有機農法や施設園芸など高付加価値農業の確立、生産から出荷に至る安全管理・監視システムの確立、地域特産品開発のための加工施設及び組織の確保・充実、契約栽培や委託栽培、地産地消など安定した農産物流通システムを確立し、新時代にふさわしい競争力ある地域農業の確立に努めます。

〈主要事業〉

- 地域特産作物(岩津ねぎ、黒大豆等)の定着とブランド化の推進
- 新市農業公社等の検討
- 循環型農業システムの確立
- 有害鳥獣防除体制の確立
- 地産地消促進体制の確立
- 農業生産基盤の整備
- 担い手農家や農業後継者・新規就農者の確保・育成
- 畜産廃棄物処理体制の整備と有機農業の推進
- 農業法人への支援

〈主な県事業〉

- 一般農道整備事業(佐のう地区)
- 農道整備事業(山東北部地区)
- 県営地籍調査事業
- 里地棚田保全整備事業

(2) 林業の振興

〈主要な施策〉

域内面積の73.4%を占める森林の有効活用と善良な保全管理は、新市にとって極めて重要な課題です。特に、森林が持つ水源涵養や温暖化防止効果など多様な機能と社会的責任を重視して、国・県のあらゆる助成措置を活用して美林を育成し、木材の生産を活性化して「緑の雇用」を拡大するなど、各森林組合と協議・協調して林業の振興を強力に推進します。

また、漁業や工業など下流域の水需要をとまなう産業や住民と共同して、豊かな水源地の涵養をめざした落葉樹の植林など美林の造成に努めます。

なお、森林組合活動の強化と合併については、当該事業者間の協議を重視しつつ支援

していきます。

〈主要事業〉

- 下流域住民と連携した森林の保全事業の推進
- 林業経営基盤の確立
- 国内産木材使用対策の推進・PR
- 林業従事者の育成・確保
- 環境対策育林事業・美林化事業の推進

〈主な県事業〉

- 森林基幹道開設事業(須留ヶ峰線ほか)
- 森林管理道開設事業(粟鹿山線)
- 県営治山事業

(3) 商業の振興

〈主要な施策〉

商業については、「賑わいのあるまちづくり」をめざし、各地域の中心となる既存の商店街の振興を重視して、各種イベントの開催や支援など観光・交流と一体的な施策を展開するとともに、地域商品券の発行など住民の地域内商店の利用を促進し、あわせて、商店経営の近代化と後継者の確保等について、商工会・各地域商店連盟等と連携して積極的な施策を展開します。

また、新市の中心市街地形成地域において、但馬地域の交通の要衝としての利点を生かして、大型店を中心とした北近畿地域の流通の中核的拠点都市をめざします。

なお、商工会の合併統合、商工会議所の設立及び活動の支援については、当該関係機関と十分に協議・調整して、地域産業の健全な発展に資するよう対処します。

〈主要事業〉

- 中心市街地整備事業と一体となった商店街の整備促進
- 経営の近代化指導の充実
- 既存商店の活性化・支援
- 異業種産業の交流促進

(4) 工業の振興

〈主要な施策〉

工業については、長期にわたり安定した経営が図られるよう企業間の連携や異業種交流の促進、新たな商品開発や起業機会の拡大に資する基盤整備の取り組みの展開、既存の中小企業の経営健全化やベンチャー企業の育成SOHO支援制度の確立など、多様な民間活力を生かした産業構造の改革と雇用機会の拡大に向けて、商工会等と十分に協議・協調して積極的な取り組みを展開します。

また、地域経済の振興と雇用機会の拡大を図るため、公害のない新たな企業の誘致に努めます。

〈主要事業〉

- 企業誘致活動の促進
- 既存企業への支援の充実
- 異業種産業の交流促進とベンチャー企業の育成・支援
- 起業活動に対する支援の検討

(5) 観光・交流の振興

〈主要な施策〉

観光・レクリエーション事業については、恵まれた自然環境と茶すり山古墳・竹田城跡・生野銀山・旧神子畑選鉱場など数々の歴史・産業遺産、それに「あさご芸術の森美術館」、「山城の郷」など高度に洗練された文化・交流施設等を最大限に生かして、京阪神はもとより播磨や中・四国地方などの観光客の誘致を積極的に推進するとともに、ログハウス等のセカンドハウス村、クラインガルテンなどの滞在型・自然体験型観光事業及び各地に伝わる獅子舞や祭り、伝統芸能、マラソン大会や収穫感謝祭など各地域コミュニティが行うイベントを奨励支援、また、但馬の各地域と連携した集客事業・イベント等にも参画するなど都市と農村の交流による観光事業の促進に努め、活力ある地域づくりを推進します。

また、商工会やJA、事業者等と連携して特産品の開発や道の駅等を活用した直販体制の充実を図り、地域産業の活性化に努めます。

〈主要事業〉

- 歴史街道ルートを生かしたまちづくりの推進
- 古代ロマンネットワークと明治ロマンネットワークの整備
- 高速道路等パーキングエリアと関連した交流施設整備
- 道の駅の整備と直売体制の確立
- 南但馬歴史・文化ミュージアム構想との連携
- 朝来群山市立自然公園の活用と南但馬グリーンツーリズムの推進
- 田園空間博物館の整備
- 宿泊体制、観光ボランティア体制の確立
- 観光協会の充実とPR・集客活動の推進
- 総合観光案内施設の整備
- 新しい観光イベントの創出・支援

(6) 雇用対策と勤労者福祉の充実

〈主要な施策〉

勤労者の生活の安定と雇用の拡大、福利厚生向上を図るため、既存企業と連携して福利厚生施設の充実及び就業環境の改善等を促していきます。また、ハローワークが保有する情報の共有化によって就業の機会の拡充と創出を図ることにより、若年労働者のUターンと障害者の雇用促進に努めます。

〈主要事業〉

- 男女雇用機会均等法の遵守と普及促進
- 臨時・パート・派遣等の身分の安定と賃金水準の均一化
- 中高年齢者及び女性の職場進出の促進
- 障害者の雇用促進
- シルバー人材センターへの支援
- 若年労働者のUターンの促進

4 教育・文化創造のまちづくり

(1) 生涯学習体制の確立と活動の推進

〈主要な施策〉

多様化する市民の学習ニーズに応えるため、生涯学習施設の整備と運営体制の充実及びネットワーク化を図ります。

また、学習プログラムの拡充や学習相談・学習情報の提供、広報活動の充実に努めるとともに、講師・指導者・ボランティア等の人材登録システムの整備を図ることにより、市民の多様なニーズに応える生涯学習の推進を図ります。

〈主要事業〉

- 生涯学習施設のネットワーク化と情報提供の充実
- 生涯学習ボランティアの人材バンクの設立と交流活動の充実
- 生涯学習施設の総合的な管理運営体制の確立

(2) 学校教育・高等教育の充実

〈主要な施策〉

幼児教育については、幼保一元化について検討するなかで、必要に応じ園舎の改築等を行うとともに、幼児教育に対する多様なニーズに対応するために、民間施設等との連携を検討します。

また、県立南但馬自然学校などの体験型施設や恵まれた文化財・史跡など貴重な資源の有効活用を推進し、明日の時代を担う子どもたちが優れた教育を受け健全に育つように努めます。さらに、新たな時代に対応した教育や子どもの「生きる力」を育てる取り組みの推進と併せて青少年の健全育成を図っていくため、家庭・学校・地域社会が一体となった運動を推進します。

なお、老朽化している校舎及び体育館等については、計画的に改修等行っていきます。

また、若者の地域への定着と教育レベルの向上を図るため、既存の高等学校教育の充実強化を強く要請するとともに、短大・専門学校・大学など、地域の高等教育機関の誘致を検討します。

〈主要事業〉

- 学校施設等の統廃合の検討
- 学校施設の計画的整備
- 歴史文化資源の活用による地域に根ざした学校づくり
- 幼保一元化の検討
- 高等教育機関等の誘致

(3) 文化・芸術活動の充実

〈主要な施策〉

地域に根ざした個性豊かな文化の創造をめざし、文化イベントの充実、さらには情報の提供、広報活動の充実などに努めます。

また、文化ホール機能を有する施設のネットワーク化を図り、市民参加型の自主的文化事業の展開と文化交流事業等を推進することにより、地域に誇れる文化イベント・文化風土の創出に努めます。

〈主要事業〉

- 芸術文化団体の連携強化と文化会館の利用の促進
- 美術館・図書館等の充実と利用の促進

(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実

〈主要な施策〉

生涯スポーツの推進を掲げ、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる活動拠点となる体育館・グラウンド等の施設・設備の管理運営体制の確立を図るとともに、地理的条件を生かした広域的・専種的なスポーツ交流等を推進するため、総合スポーツ公園等を整備します。

また、スポーツに親しむ団体やサークルの育成に努めます。

〈主要事業〉

- スポーツ団体及びスポーツクラブ21等の組織の連携と活動の促進
- 総合スポーツ公園等の整備
- 広域的・専種的なスポーツ交流の展開

(5) 歴史・産業遺産や文化財の保存・保護・継承

〈主要な施策〉

市内には多くの歴史・産業遺産等の文化財や史跡、伝統芸能等があります。今後、これら歴史遺産の計画的な調査を進めることにより、適切な保存・保護・伝承に努めます。

なお、資料館を充実することにより、市民が広く郷土の歴史や文化について学び、ふれあうことのできる機会の充実を図ります。

〈主要事業〉

- 歴史資料館の整備
- ふるさと学習活動の推進
- 伝統文化の保存・保護・継承

〈主な県事業〉

- 茶すり山古墳整備活用事業

(6) 国際交流・地域間交流活動の推進

〈主要な施策〉

他地域の人々との交流、新市としての市民間の交流を進めるために、交流イベントの一層の充実や地域交流団体の育成等を図り国内外の都市との幅広い分野での交流、市民間の交流の促進に努めます。

また、国際交流・国際協力事業の展開を図るため、国際教育・海外派遣事業の推進、外国人受け入れ体制の確立に努めます。

〈主要事業〉

- 国際交流協会の設立
- 新市としての新しい市民祭や新イベントの創出
- 交流事業の推進
- 国際交流会館の整備

5 人権尊重・市民主役のまちづくり

(1) 市民のまちづくり意識の高揚

〈主要な施策〉

さまざまな分野で市民参加によるまちづくり事業の推進に努め、その実践を通して市民が主役のまちづくり意識の高揚を促します。また、まちおこしリーダーの育成に努めるとともに、市民主導のふれあい交流事業やごみ減量化運動、リサイクル運動、花いっぱい運動など、市民の自主的・主体的なまちづくり活動等に対して積極的に支援を行っていきます。

〈主要事業〉

- 市民参加の機会の拡充
- まちづくり組織への支援
- 各種イベントの開催・支援

(2) コミュニティ活動体制の充実・住民自治の推進

〈主要な施策〉

市民の自治意識とコミュニティ意識の変化等をふまえ、新しい住民自治のあり方について検討するとともに、市民主導のコミュニティ活動に対する支援制度の充実及び地域が求める情報の提供体制の確立等を図り、コミュニティ活動の活性化を促します。

また、地区集会施設の整備充実と自主管理の促進を図り、地域住民にとってより利用しやすい施設運営の工夫を促し、コミュニティ活動の拠点機能の向上を図ります。

〈主要事業〉

- 自主的コミュニティ活動への支援制度の充実
- 地域振興事業の補助制度の創設

(3) 各種団体の活動・ボランティア活動・NPO活動の推進

〈主要な施策〉

教育、福祉、文化、スポーツ、交流、防災、女性、人権など多様な分野の各種団体との連携を図り、幅広い市民のボランティア活動やNPO活動への参加を促すとともに、各種団体活動への支援の充実を図り市民相互が共に支え合うまちづくりに努めます。

〈主要事業〉

- 各種団体の活動・ボランティア活動・NPO活動の支援制度の確立
- 地域通貨事業の普及・展開
- 各種団体等のネットワーク化

(4) 人権・同和意識の高揚

〈主要な施策〉

平和で差別のない人権尊重の社会を築くため、新市において人権尊重のまちづくり条例の制定をめざし、市民と行政が一体となって、家庭・学校・地域・職場のあらゆる生活の場において、人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深める教育・啓発活動の充実に努めることにより、人権意識の高揚を促します。また、人権相談体制の強化を図ります。

〈主要事業〉

- 人権尊重のまちづくり基本計画の策定
- 人権・同和教育の充実と啓発の推進

(5) 男女共同参画社会の確立

〈主要な施策〉

少子・高齢化が急速に進むなかで、社会全体の活力を維持し続けていくためには、男女が共に仕事の間でも家庭でも活躍できる環境を整えていくことが強く求められています。そのため、男性と女性が共に社会のあらゆる分野へ参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮できるよう、男女共同参画の理解に向けた意識啓発の強化、また、女性団体への活動支援や相談体制の確立、行政の各種審議会や地域団体の役員等への女性の参画と登用の促進を図ります。

また、男女がともに家庭生活を両立できる労働環境の整備、社会活動に参加しやすい環境づくりや健康対策、福祉の向上に努めることにより、男女共同参画社会の確立を促進します。

〈主要事業〉

- 男女共同参画計画の策定
- 男女共同参画社会確立セミナーの実施
- 雇用の場における参画と登用の促進
- 女性の労働環境の整備

6 分権型社会に対応した自治体経営

(1) 行政運営の改革と情報公開の推進

〈主要な施策〉

分権型社会に対応した市制施行の組織・機構の構築、行政評価制度の導入、行政改革の推進や庁内情報システムの整備による電子自治体化の促進等に取り組みます。また、新庁舎の整備についても検討します。

また、行政サービスの質的向上のため、職員の能力開発・自己啓発を高めるための研修を積極的に行い、人材育成に努めます。

さらに、広報・広聴体制の充実や情報公開体制・制度の拡充を図るほか、行政手続きの簡素化、透明化等を進め、参画と協働のまちづくりの一層の推進を図るため、市長の諮問機関として機能しながら住民のニーズに応えるまちづくりに取り組むための地域審議会の設置を進めます。

また、分権型社会に対応した自治体経営の指針となる自治基本条例の制定について新市において検討します。

〈主要事業〉

- 新庁舎の整備
- 電子自治体の構築
- 地域審議会の設置及び自治基本条例制定の検討
- 自立的運営の保障システムの構築

(2) 財政運営の健全化

〈主要な施策〉

財政面では、合併の効果や事業効果等を総合的に勘案し、財政の計画的・効率的執行に努めることにより、健全な財政運営を図ります。

〈主要事業〉

- 地方税財源の確保
- 行財政改革の推進・公表
- 新しい予算編成手法の検討

(3) 広域行政の推進

〈主要な施策〉

高度化、多様化する市民ニーズに対応するためには、市単独のみではなく、一部事務組合など近隣市町との連携が今後とも重要です。そのため、今後も近隣市町との相互協力をより積極的に推進するとともに、国、県などと連携を保ちながら、幅広い広域行政を推進していきます。

〈主要事業〉

- 南但広域ごみ処理施設の整備

- 公立豊岡病院組合の運営
- 但馬広域行政事務組合との連携

(4) 支所機能の充実

〈主要な施策〉

広大な面積を有する新市においては、市民と行政の距離が拡大し、市民の声が行政に的確に反映し難くなるおそれがあることから、旧町の庁舎などを活用した支所の設置を図り、地域の課題については、支所長等の権限を充実させることにより支所において解決する地域分権型の支所機能の確立にも努め、意思決定の迅速化を図ります。

〈主要事業〉

- 旧庁舎の活用
- 住民の意見の集約
- 住民による地域活動への支援

(5) 市民に開かれた議会の運営

〈主要な施策〉

住民自治の確立を図るためには、住民参加と協働のルール化を図らなければなりません。そこで、住民の代表で構成する地方議会が新市において有効に機能し、民主的な議会運営が行われるよう、議会活動の強化を図るとともに、議会の情報公開と広聴活動の強化に努めます。

〈主要事業〉

- 事務局体制の強化
- 情報公開の徹底
- 広聴活動の強化
- 政策立案能力の強化

第5章 公共施設の統合整備の基本的 考え方

小・中学校や保育所、幼稚園などの育児・教育施設をはじめ、福祉・文化・スポーツのための各種公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討していくものとします。

なお、新市庁舎の建設については、できるだけ早い時期に検討します。

第6章 財政計画(普通会計)

1 基本的考え方と推計条件

(1) 基本的考え方

新市の財政計画については、平成17年度から平成32年度までの16年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や今後の国・県の財政状況等を考慮することにより、普通会計(一般財源)ベースで策定したものです。

(2) 歳入・歳出各項目の推計条件

[歳入]

① 地方税

市税は、償却資産等確実に増減が見込める税目については、その増減額を考慮して歳入を見込んでいます。

② 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例(合併算定替)により算定し、合併に係る交付税措置額等を見込んでいます。なお、普通交付税の算定の特例は平成28年度以降にかけて、特別交付税の地方交付税に占める割合は平成26年度から平成27年度にかけて、それぞれ段階的に縮減されることを見込んでいます。

③ 繰入金

財政調整基金及び減債基金からの繰入金を活用しています。

④ 地方債

地方債については、臨時財政対策債の発行可能額を見込んでいます。

[歳出]

①人件費

人件費については、退職者の補充を抑制することにより、定員適正化計画に基づき、一般職職員の減を見込んでいます。

②物件費

物件費については、増加させないこととして算定しています。

③扶助費

扶助費については、高齢者福祉への対応及び生活保護費等の増分を見込み算定しています。

④補助費等

補助費等については、豊岡病院組合や一部事務組合への負担金、各種団体等への補助金を見込んでいます。

⑤公債費

公債費については、平成24年度までの地方債に係る償還予定額に、平成25年度以降の新市建設計画における主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

⑥繰出金

繰出金については、老人保健事業や介護保険事業等への繰出金を見込んでいます。

⑦普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画における主要事業及びその他新市において必要な普通建設事業を見込んでいます。

○ 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地 方 税	5,008	5,119	5,551	5,240	4,892	4,782	4,781	4,576
地 方 譲 与 税	468	500	255	249	238	231	225	211
利 子 割 交 付 金 等	58	56	60	32	28	28	26	24
地 方 消 費 税 交 付 金	341	358	346	318	334	334	322	315
軽油・自動車取得税交付金	172	198	146	159	90	76	71	76
ゴルフ場利用税交付金	24	25	24	23	23	20	18	17
地 方 特 例 交 付 金	126	98	28	56	70	78	74	14
地 方 交 付 税	6,886	6,694	6,152	6,500	7,172	7,567	8,030	7,963
交通安全対策特別交付金	8	9	9	8	8	8	7	7
財 産 収 入	54	48	98	101	57	55	73	31
寄 附 金	3	26	3	10	32	42	0	0
その他（繰越金、諸収入等）	1,199	1,303	266	205	1,150	617	773	536
地方債（臨時財政対策債）	845	658	565	529	821	1,204	801	931
歳 入 合 計	15,192	15,092	13,503	13,430	14,915	15,042	15,201	14,701

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地 方 税	4,529	4,364	4,167	4,168	4,153	3,959	3,873	3,793
地 方 譲 与 税	200	196	196	196	196	196	196	196
利 子 割 交 付 金 等	60	34	34	34	34	34	34	34
地 方 消 費 税 交 付 金	312	353	572	645	645	645	645	645
軽油・自動車取得税交付金	78	32	32	32	32	32	32	32
ゴルフ場利用税交付金	14	13	13	13	13	13	13	13
地 方 特 例 交 付 金	12	12	12	12	12	12	12	12
地 方 交 付 税	8,264	8,021	8,110	7,780	7,416	7,307	7,142	6,996
交通安全対策特別交付金	7	7	7	7	7	7	7	7
財 産 収 入	29	19	19	19	19	19	19	19
寄 附 金	29	1	1	1	1	1	1	1
その他（繰越金、諸収入等）	4,049	925	702	386	209	702	363	371
地方債（臨時財政対策債）	951	898	898	894	888	881	874	868
歳 入 合 計	18,534	14,875	14,763	14,187	13,625	13,808	13,211	12,987

○ 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 件 費	3,797	3,538	3,491	3,495	3,468	3,435	3,400	3,325
扶 助 費	527	560	549	514	549	631	749	694
公 債 費	3,384	4,700	3,689	3,667	3,578	3,535	3,417	3,416
物 件 費	1,974	1,772	1,741	1,640	1,611	1,831	1,921	1,885
維 持 補 修 費	48	40	28	39	40	55	60	80
補 助 費 等	1,803	1,308	1,305	1,305	1,397	1,278	1,267	1,366
繰 出 金	1,940	1,964	1,893	1,872	1,914	1,957	1,909	2,021
積 立 ・ 貸 付 金 等	36	166	40	13	9	8	8	9
投 資 的 経 費	1,108	671	445	390	1,499	808	890	921
歳 出 合 計	14,617	14,719	13,181	12,935	14,065	13,538	13,621	13,717

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人 件 費	2,566	2,541	2,588	2,561	2,445	2,463	2,407	2,384
扶 助 費	807	819	831	843	856	869	882	895
公 債 費	6,431	3,138	3,205	3,231	3,106	3,071	3,160	3,211
物 件 費	1,916	1,795	1,768	1,732	1,696	1,661	1,636	1,611
維 持 補 修 費	45	70	70	70	70	70	70	70
補 助 費 等	2,274	2,110	2,168	2,176	2,078	2,295	2,143	2,244
繰 出 金	1,887	2,019	2,180	2,166	2,109	2,080	2,039	2,011
積 立 ・ 貸 付 金 等	160	959	353	165	108	353	183	187
投 資 的 経 費	1,545	924	1,476	1,236	657	785	521	371
歳 出 合 計	17,631	14,375	14,639	14,180	13,125	13,647	13,041	12,984

用語解説

	用 語	解 説
【あ行】	ISO14001	国際標準化機構(ISO)が制定・発効した環境管理システムと環境監査に関する国際規格。環境保全、改善のための経営方針と行動計画の策定等を盛り込んだ統一基準のこと。
	アイデンティティ	地域への帰属意識、同一性、一体感。
	アメニティ	快適さ、楽しさ、便利さ。
	異業種産業の交流	業種が異なる企業が情報交換等を行い、相互の連携から新しい事業チャンスの創出をめざすこと。
	インターネット	国際的なパソコンネットワークサービス、加入者同士の相互の通信のやり取りから、マルチメディアを先取りした画像、音声情報の交換、各種データベースへのアクセスなど利用用途は広い。
	エコライフ	環境と共生する生活スタイルを実践すること。
	NPO	民間非営利団体。その活動範囲は、教育、社会福祉、環境保全、国際交流など多岐にわたっている。
	遠隔地勤務体制	SOHOやテレワークなど高度情報通信システムを活用し、時間や場所の制約なしに勤務する形態。
【か行】	外縁部	圏域の外側の境界域。
	環境対策育林事業	森林のもつ公益的機能の確保・強化を図るため、複層林の育成などの視点で計画的に進める造林事業のこと。
	クラインガルテン	家庭菜園付自給自足できる住宅、別荘。 クラインガルテンとは、ドイツ語で「小さな庭」という意味。
	グリーンツーリズム	農山漁村地域における長期滞在型保養のこと。都市生活者が農村などに滞在し、その間に農作業等を体験したり、地域の文化や歴史などにふれる余暇活動を行うこと。
	グループホーム	障害のある人等が世話をする人とともに、数人で暮らす住宅。地域の中で暮らす場をつくることを目指す。
	グローバル化	経済活動や人々の行動が地球の規模、地球的視野で行われるようになること。
	ケアハウス	車いすやホームヘルパーを活用し、自立した生活を継続できるよう工夫された新しい経費老人ホームで、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の人が安心して生活できる居住施設。
	CATV	通信ケーブルを媒体とするテレビのこと。
	広域交流拠点	交通の要衝地にあることや交流資源に恵まれていること等から人、モノ、情報が集まりやすい地域にあること。
	交通結節機能	駅前広場や駐車場、バス停など多様な交通手段を効果的に結びつけるための施設や仕組みのこと。
	高齢者保健福祉計画	高齢者を対象とした生きがい対策、在宅福祉施策、施設福祉施策を定めた市町村計画のこと。
	【さ行】	在宅健康管理システム
参画と協働		参画とは、地域社会の構成員である住民が、公共的な問題をめぐる意思決定に自発的に関与することであり、協働とは、行政と住民(住民団体)、企業などが共通の目標に向かって対等の立場で協力しあうこと。参画と協働の実現に求められるのは、対等性、自主性の尊重、自立性の確保、相互理解、目的の共有、情報の公開、といった原則の徹底にある。
市街地		都市施設や住宅が集積している地域。
GIS		地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
情報ネットワーク社会		情報通信技術によって社会の各構成要素が連結されている状況を示す。
シルバーパワー		高齢者の有する能力や人材のこと。
SOHO		スモールオフィス・ホームオフィスのことで、パソコンやインターネットを使い、在宅勤務も含めた小規模なオフィスでの勤務形態のこと。

【た行】	多自然居住のまち	これまでマイナスのイメージでみられがちであった小都市や農漁村、中山間地域等を見直し、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる地域として位置づける概念。
	男女共同参画社会	男女が対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている社会のことであり、特にこれまで社会参画に制約の多かった女性が、男性と対等に事業への参画や施策の立案・決定への参画等が保障されている社会のこと。
	地域医療体制	地域住民が地域社会のなかで健康を維持増進し生存を確保するために、地域に包括医療の最適システムをつくること。
	地域コミュニティ	地域社会を構成する住民に身近な一単位。共同体。
	地域資源循環活用システム	自然の物質循環を損なわないよう、生産、消費、廃棄等社会経済活動の全般を通じて、地域に賦存する資源やエネルギーの一層の効率化や再利用・再資源化を進めるなど、物質循環を基礎においた地域社会の仕組みのこと。
	地域通貨	特定の地域内で、お金と同じように交換できる“通貨”のこと。欧米で失業対策の一環から80年代後半から広まった「地域交換・交易システム」を取り入れたもので、地域活性化や高齢者の生活支援等に役立つと考えられている。
	地域の教育力	人間が一人前になっていくとき地域が用意した一人前のシステムのこと。子どもは地域の宝という発想から子どもの成長を地域のみならず世話をすること。
	地球温暖化	主として産業活動などに伴う二酸化炭素の発生、あるいは森林伐採による酸素供給能力の低下によって地球上の熱が蓄積され地球全体の温暖化が進むこと。南極の氷が溶け、海水面が上昇したり、砂漠化が進んだりするなど、異常気象の原因の一つと考えられている。
	地産地消	地域(元)で生産した農産物を地域(元)で消費するという意味。
	地方分権	中央政府の権限をできるだけ地方政府・地方自治体に委譲し、中央政府と地方自治体の間に適切なバランスをつくり出すことが地方分権の主旨であるが、実際にその実現のうえで不可欠な権限と事務の再配分や地方財政の抜本的な強化等について、平成11年7月に成立した地方分権一括法によってようやく本格的に動きはじめた状況にあるといえる。
	デイサービス	在宅老人や障害者等を対象にデイサービスセンターにおいて、日帰りで食事、入浴、生活指導等のサービスやリハビリテーションなどを行う福祉サービス。
	田園空間博物館	地域の特徴ある農村景観、農業施設そのものが価値があり観賞に値するものとして、保全整備する事業。
	電子自治体	行政が行う許認可などの行政手続きをインターネット上で行うこと。
	【な行】	都市基盤
都市計画区域指定		都市計画法に基づき市街化区域・市街化調整区域の線引き、用途地域の指定など、各種の地域・地区の指定を実施すること。
都市計画マスタープラン		平成4年の都市計画法の改正により市町村及び特別区に義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。
都市的アメニティ環境		魅力ある都市的生活環境のこと。生活する場所が安全・健康的・便利・快適な状況をいう。
農業公社		市町村農業公社は市町村が全部または一部出資している第3セクターのうち、農林業関係の業務を行っているもの。
ノーマライゼーション		高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通(ノーマル)の生活を送ることができる社会こそ、普通の社会であるという考え方。
【は行】		ハートビル法
	バリアフリー	高齢者や障害のある人等が生活・活動していく上での障害となっているものを取り除くこと。
	ハローワーク	公共職業安定所の愛称。
	病原性原虫対策	病原性大腸菌など寄生して病気の原因になる病原体(原虫)を除去すること。
	ファミリーサポート	勤労者が安心して仕事と子育てまたは介護等が両立できるように応援するシステム。

【は行】	複合都市ゾーン	道路交通施設や公園などの公共空地、教育文化施設、行政施設、商業業務施設など多様な都市施設が集中している地域のこと。
	ブランド	商標、銘柄。特に優れた特徴・価値を持ち、多くの人を知る有名な銘柄を示す。
	ベンチャー企業	最新の技術や高度の専門知識等を駆使して新分野に乗り出す企業。
	ホームヘルプサービス	老人や障害者の家庭におもむいて介護や生活上の世話をする業務。
	ボランティア	自らの意思で奉仕活動をする人。
【ま行】	マンパワー	人材。
【や行】	U・I・Jターン	Uターンは都会から出身地に帰ること。Iターンは都会から出身地ではない地域に移住すること。Jターンは都会と出身地の途中地点に帰ること。
	ユニバーサルデザイン	障害のある人、高齢者、子ども、外国人、男女など、それぞれの違いを越えた「すべての人」にとってやさしいものづくりの、デザイン概念だけではなく制度・施設・都市環境・教育等を含めて、社会の仕組みを変えていく考え方のこと。
	幼保一元化	幼稚園と保育園が同じ敷地内で連携して就学前教育や保育を行うこと。
【ら行】	ライフステージ	人間の一生ですごす幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期の5段階。
	リサイクル	資源を有限なものとしてとらえ、紙、ビン、缶類など不用品の収集、再利用・再資源化等をはかること。

